

令和6年第4回那須烏山市議会12月定例会（第3日）

令和6年12月5日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時36分

◎出席議員（15名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	中山五男	15番	高田悦男
16番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	内藤雅伸
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	小原沢一幸
公共施設再編担当課長	関雅人
まちづくり課長	大鐘智夫
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前 10 時 00 分開議〕

○議長（青木敏久） 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場へ足をお運びいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は 15 名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の 16 番平塚英教議員の一般質問に関し、執行部から一部訂正がございます。

佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 昨日の平塚議員の一般質問の中で、小山市が取り組んでおります、防災集団移転促進事業の河川名につきまして思川と申し上げてしまいましたが、正しくは 1 級河川柚井木川でございます。管理につきましては、県管理でございます。

おわびして訂正させていただきます。

○議長（青木敏久） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 一般質問について

○議長（青木敏久） 日程第 1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて 75 分以内としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の 75 分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解をお願いします。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、14 番中山五男議員の発言を許します。

14 番中山五男議員。

〔14 番 中山五男 登壇〕

○14 番（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。今年もいよいよ師走に入りまして、気ぜわしさを感じているところではありますが、傍聴席の皆様方には誠に御苦勞さまです。

私事を少々申し上げますが、年が明けますと早々に、私は年齢満 88 歳を迎えます。本市民

の中で、88歳以上の方は全人口の約5%、1,200人ほどおりますが、その中では、私は最も健康体ではないかと思ひながら、感謝をしているところであります。

そして、議会議員任期も余すところ1年少々ほどになりますことから、ぜひ、今の健康体を維持し、議会活動を全うしたく願っているところでありますので、皆様方にはどうぞよろしく御協力のほど、お願いを申し上げたいと思います。

さて、この1年を振り返りますと、歴史に残る様々な話題、問題を残しているのではないかと考えております。まず、国際問題では北朝鮮がロシアに加担し、ウクライナへ軍事介入が始まったこと。中東戦争がさらに拡大してしまったこと。そして中国の対日感情が大幅に悪化したと先日報道されましたが、日本の今日の平和国家が脅かされないか、私は中国に対して危機感を強く抱いているところであります。

日本国内では元日早々能登半島の地震に始まり、自然災害が多発する1年でありました。さらに国会では、政治と金の問題を発端に、自民党が選挙で大敗しております。

本市におきましても、少子高齢化が続く中、将来消滅可能性があるとの報道には衝撃を受けるなど、国内外とも不安の残る年末を迎えております。

さて、本日の一般質問は、先に通告したとおり6項目につき市長、教育長の御両名から御答弁をいただきたく存じます。

その質問は、まず本庁舎建設の件。続いて、市道、県道路に関し3項目。学力向上の件。最後に太陽光発電施設から得られる固定資産税の用途についてであります。

以上の質問内容は、1か月ほど前に議長を通じ、通告済みでありますことから、十分検討されたことと思いますので、御両名の御答弁では、実効性あるものと期待を抱いているところであります。

ではこの先、質問席から1項目ごと順次申し上げます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 一般質問は議長から許可を得て発言をすることになりますが、私に与えられた1時間15分に関わる議場内の人件費、これは馬鹿なことを言うというかもしれませんが、市長以下執行部の皆さんと議員の人件費を私、昨日少々計算したところ、およそ20万円ぐらいを要しているのではないかと考えております。これは1時間15分ですよ。そこでその費用対効果が上がるような質問を申し上げなければならないものと心得ておりますので、御答弁につきましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

ではまず、1点目を申し上げます。新庁舎位置決定までの手順について、お伺いをいたします。

新庁舎建設は本市にとり最大の課題と受け止めていることから、このことに関する質問は過

去に幾度となく繰り返しているところであります。最近では昨年 12 月定例会の中でも伺っておりますが、その当時は、庁舎整備検討委員会でもって庁舎の在り方、規模、設置場所等の検討を進めているところでありましたから、新庁舎に関し、市長から具体的な答弁を望めなかったところでもあります。

その庁舎整備検討委員会では、審議を尽くした上、新庁舎建設候補地を JR 烏山駅周辺に建設することが望ましいとして、去る 10 月 1 日、川俣市長宛てに答申されたところであります。

それを受け市は市民向け新庁舎整備基本構想に関するパブリックコメント募集を実施し、既にその期間が終わっていることから、担当課では早速整備に関する構想等の検討に入ったものと思われま

す。今後は議会側へ説明し、協議が行われると思われま

すが、議会議員の有志でもって、去る 8 月、市民 2,000 人に向け新庁舎建設に関するアンケートを実施したその結果も、無視できないものと思っています。

新庁舎建設に関する議会議員それぞれの意見聴取につきましては、昨年、先代渋井議長当時に行っているところでありますが、その中で私の望む新庁舎建設位置と、今回答申された烏山駅周辺とでは相当の開きがあります。

では、その相違点を申し上げます。まずは 1 点を申し上げます。新庁舎を建設後も水道庁舎を残し、教育委員会は保健福祉センター内に置く計画であります

が、それでは、新庁舎建設の意味がないと思います。新庁舎で全ての行政事務を一括管理すれば、市長には全職員の指揮監督統率が容易な上、職員間の意思疎通が図れるものと存じます。

2 点目を申し上げます。分庁舎を置かないことを望みます。新庁舎の位置を烏山地区とした場合でも、南那須地区に分庁舎を置く必要のない地とするなら、人件費と経費節減につながります。

3 点目を申し上げます。烏山地区公共下水道地区を避けるべきであります。新庁舎建設の目的を防災及びまちづくりの拠点とするなら、再び浸水のおそれのある烏山地区下水道区域の新庁舎は避けるべきであります。下水道が使用不能になった場合、災害対策本部は機能がまひするものと存じます。

4 点目を申し上げます。道路事情を十分考慮すべきであります。新庁舎の位置を烏山地区とした場合でも、南那須地区住民の利便性を考慮し、新庁舎までの間の道路信号等が極力少ない位置にすべきであります。

例えば、大金地区、大金地内から JR 烏山線駅前の間、信号機の数

は 12 個もあります。極めて、不便であります。

5 点目を申し上げます。庁舎周辺に公共施設の併設を考慮し、その用地を併せて確保すべき

であります。新庁舎建設に当たり、市民ホールの施設につき、いかがお考えなのでしょうか。庁舎敷地内にハローワーク、県土木事務所、さらには那須烏山警察署も将来隣接するなら、市民には利便性が図れるものと存じます。

以上、私が望む新庁舎につき申しましたが、議会内には様々な意見がある中で、反対意見を貫いては決して決まるものでありません。

そこで、不本意ながらやむなしとして苦渋の決断から賛成する議会議員が、少なくとも3分の2以上とするまでには、議会内での今後議論を尽くし、川俣市長との合意形成に至るまでには相当の時間を要するものと思われます。

川俣市長、残り任期はおよそ10か月であります、議会側も改選まで1年少々でありますから、その時間内に妥協点を見だし、任期中の進展を強く望んでいるところであります。

そのような中、川俣市長には新庁舎建設位置決定までに、いかなる手順を経て、いつまでに解決され、本庁舎位置の変更に関する条例を議会へ提出されようとしておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新庁舎位置決定までの経緯についてお答えいたします。

議員御指摘のように、去る10月1日、庁舎整備検討委員会の三橋委員長から、JR烏山駅周辺を候補地とした庁舎整備基本構想素案が答申されたところであります。

令和5年度から運用を開始した第3次総合計画におきましては、新たな課題として、本市の貴重な地域財産であるJR烏山線と県立烏山高等学校の存続を掲げ、あらゆる施策を総動員しながら、オール那須烏山体制にて守り抜く方針を打ち出しております。

仮にJR烏山駅周辺に新庁舎を整備するとなれば、調整すべき内容が多岐にわたるという課題はございますが、懸案であるJR烏山線や県立烏山高等学校の存続に向けた大きなメッセージになるだけではなく、多くの市民が期待する都市基盤の再生による中心市街地活性化にも大きく寄与するものと考えております。

庁舎整備検討委員会においては、委員の居住地や立場の違いから、様々な意見や疑問が出たとのことでありますが、計13回にわたる丁寧かつ慎重な議論の末、全会一致で候補地選定に導いた委員会の御尽力に対しまして、深く感謝をいたしますとともに、この結果を大変重く受け止めております。

庁舎内におきましても慎重審議を行いました結果、魂が込められた委員会からの答申について、最大限尊重すべきとの結論に達し、一部軽微な修正を行った上で原案化し、11月1日から12月1日にかけて、パブリックコメントを実施したほか、職員出前講座も実施したところであります。

ここ近年、新庁舎を整備した県内市町の状況を確認してみたところ、どの市町におきましても、市民や議会との合意形成により決定した庁舎整備基本構想の建設予定地を前提として、次のステップとなる庁舎整備基本計画や、測量調査等に要する予算を確保しております。

庁舎整備を進める上で、基本構想は原点であり、非常に重要な位置づけになると考えております。

今後につきましては、合併特例債の活用も見据え、令和7年度における基本計画策定等の予算確保を目指し、基本構想が一日も早く合意に至ることができるよう、庁舎整備検討特別委員会を開催していただき、丁寧に御説明をさせていただきますとともに、タウンミーティングや移動市長室の開催により、市民の理解醸成に努めてまいる所存でありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいまの市長答弁では、具体的な日程については伺えなかったことは誠に今、残念な思いであります。

それで繰り返しますが、現在の庁舎は烏山庁舎、南那須庁舎、保健福祉センター、それに水道庁舎等に職員を配置しているわけなのですが、新庁舎建設後も3つに分かれるということ、それは私は元南那須町職員の経験からして決して好ましいことではありませんので、これはぜひ考えを改めてもらいたいと思っています。

それと、このJR烏山駅周辺に庁舎を造りということになりますと、もう下水道はあの地区の、烏山の公共下水道に接続することになるんですが、それで不安はないのか、さらにその対策をどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

まず、3つの庁舎に分かれているところでございますけれども、まず、城東浄水場の維持管理、そして、本庁舎が立地していない地域の住民に対する利便性の向上を考えましたとき、当面の間において、水道庁舎及び保健福祉センターを活用した市政運営を行うことはやむを得ない対応であると考えております。

また、下水道の質問がございました。烏山水処理センターが、浸水により機能不全に陥った場合の庁舎機能の維持につきましては、庁舎整備検討委員会においても意見交換をさせていただきました。

仮に烏山地区水処理センターが浸水により被災し、業務の継続ができなくなったとしても、可能な限り早く復旧できるよう、下水道業務継続計画に基づきケース・バイ・ケースで被害に対する現実的な対応を事前に考えておくことが重要であると、このようなことが委員である栃

木県防災士協会理事長の稲葉様からも御指摘をいただいているところでございます。

こうした下水道BCPに基づきまして、適切に対応していくことで、そのリスクは、限りなく小さくすることができるものと考えております。

いざというときのシミュレーションも行いながら、すぐに対応できる体制の強化を図ってまいる考えでございます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 繰り返し申しますが、私の職員の当時を振り返っても、庁舎内に、そのときの町長がいるというランプがついている日と、ついていない日では、職員たちの緊張感が違うのです。あっ、今日は町長がいるとなると、やっぱり緊張するのです。今日は出張でいないとなると、何となくほっとするとか、そんな気分なのです。そういった面で、今、市長のいるのは烏山庁舎だけですね。では市長は、今4つの庁舎がありますが、仮に1か月に1回ぐらいは4つの庁舎を回るかという、そんなことはないと思います。やはり、職員の緊張感を求めること、統率を取るためには絶対にこれ1か所になくは駄目だと思っています。これは私の考えでありまして川俣市長には、どう考えるか分かりません。

それと、下水道対策ですが、これ具体的にどうしようとしているのか、私は考えているのですが、前回の台風19号でも、約1メートルぐらい建物が浸水しました。一番大切な電源装置にも、ぎりぎりのところだったと言うのです。私は考えたのですが、ああいった装置は、あと、今の位置から1メートル50センチメートルないし、2メートルぐらい上げておけば機能停止することがない。それが、私は技術的に可能かどうか分かりません、それも1つの対策ではないかなと私なりに考えています。この辺のところは十分に考えてください。よろしくお願いをしたいと思います。

駅前までの道路事情ですが、これ非常によくありません。先ほども申したとおり、大金からJR烏山駅まで信号が12か所あります。私がこの間、車で走らせたところ、距離は7.1キロメートルでした。所要時間は14分、赤信号は5か所ありました。たまたま私が通過したときです。このぐらいはやむなしと思うのかもしれませんが、南那須地区からJR烏山駅まで、最も遠距離にありますのは三箇や小白井、鴻野山地区、上川井も結構遠くなりますが、およそ14キロメートルぐらいあるのではないかと思います。庁舎までの距離に関わらず、納める税金は同じですから、だからこそ庁舎の位置は住民にとって重要であります。これを十分考慮すべきではないかと思っています。

さらに、JR烏山駅には現在、飲食店も商店もほとんどない中で、庁舎を建てようとしているわけです。庁舎を建てた場合、烏山の中心地となるにぎわいが期待できるのでしょうか。ただ単に、これは市長の願望だけで終わってはいけないと思っています。この辺をどう考えてお

りますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

まず、庁舎から遠くなってしまう市民にとっては、大変に不便になってしまうことが考えられます。

このようなことから、市民の不便さを少しでも解消するために、当面の間、支所機能の設置も含めて、利便性の高い庁舎体制を構築する必要があると考えております。

併せまして、デジタルの推進や、公共交通の再構築による利便性の向上にも取り組んでいく必要があると思っております。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） もう少々申し上げます。

烏山線の利用向上を考えて、J R 烏山駅の前に建てようとしているのですが、利用客がどれほど増えると考えているのでしょうか。住民が烏山線を利用して来庁する、それは鴻野山駅、大金駅、小埜駅、滝駅、私は駅から約半径1キロメートルぐらいの範囲で、徒歩でそれぞれの駅まで来られる住民であって、それ以外の住民は、私は車を利用するのではないかと思います。

そういう面で、まず、執行部では烏山線はどう利用できると見込んでいるのかです。私は今の時刻表から見たのですが、例えばJ R 烏山駅に9時に到着しますと、折り返し9時39分があるのですが、39分ではちょっと市役所で用事を済ませるのは無理なのではないかと思います。それはできるのかもしれませんが、それに乗り遅れますと、次の列車まで2時間も待たなくてはならないわけです。13時22分にJ R 烏山駅に着きますと、折り返しは13時39分、17分ですから、これは少々無理です。そうすると次の列車は15時38分で、2時間16分も待たなくてはならないのです。では、この2時間少々何しているかと言っても、あの辺に今、何もありませんから、近くにスーパーや何かがあれば、そこで買物や何かもできるでしょうが、こういうこともできない。こういう中で、私は烏山線の利用向上は非常に難しいのではないかと思います。

もう1つ申し上げます。駅前に庁舎を造って、職員の利用をどのように市長は考えているのでしょうか。例えば、宇都宮方面の出張を全て烏山線を利用することにして、公用車を数台分廃車するとか、それらを徹底する覚悟が市長におありなのでしょう。これらについて伺います。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

まず、ＪＲ烏山線を使って庁舎に来られる方は、確かに限定的になるかもしれませんが、障害がある方、あとは高齢者にとっては、庁舎に来るための選択肢の１つになるのではないかと考えております。

国が推奨するコンパクトシティ・プラス・ネットワークに沿ったまちづくりを進めるためにも、ＪＲ烏山線を中心とした公共交通ネットワークの充実も図る必要があると考えております。

併せまして、中心市街地、今は駅前に何も無い状況でございますけれども、当然庁舎の整備だけでは、にぎわいの創出につなげることは難しいと考えております。

庁舎を含め、その他の公共施設の再編、再配置によるまちづくりの拠点化を進めますとともに、商工会や観光協会との連携強化を図りながら民間施設の誘導を図るなど、新しいにぎわい創出に取り組むことが必要であると考えております。

また、ＪＲ烏山駅周辺に新庁舎が整備できたとするならば、我々市職員にも積極的な活用を促し、パーク・アンド・ライドの導入を見据え、ＪＲ烏山線の利用向上に努めることは大変重要なことであると考えております。

また、出張時にも、積極的にＪＲ烏山線を利用するなど、あらゆる考えを総動員しながら、行財政改革につなげることによって、公用車の削減、こういった部分も実現できる可能性もあると思っております。

そのようなことから、不転職の覚悟を持って行財政改革にも努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいまの課長の答弁、それが職員や何かに徹底されるかどうか、非常に難しい問題ですが、これは市長の指導力にかかっているのではないかと思っております。それと、この烏山線利用向上に果たしてどのぐらい貢献できるのか。この辺のところはもう少し詰めて、理解のできるような方法を取るべきではないかと私は思っています。そうでないと、なかなか烏山駅前庁舎というのは、皆さん目が向かないのではないかと思います。この辺のところ、よろしくお願いをいたします。

少々、質問と答弁でかみ合わないところがありましたが、次の質問に移ります。

2点目を申し上げます。認定外道路の市道編入について申し上げます。

那須烏山市が管理する道路には市道、農道、林道があります。しかしながら、それら路線に該当しない認定外道路の維持管理は自治会と利用者に強いことから、関係者には大きな負担になっております。国道、県道、市道沿いの住民には道路管理の負担がない上に、日常生活上の利便性と様々な恩恵がありながら、それに比較し、認定外道路沿いの住民には同じ税負担に応じていながら、不公平感が否めません。

市道路認定の基準として、合併前の南那須町では、道路利用住宅が 20 戸以上であることと、行き止まりの道路でないことなどと定めておりましたが、現在の市道路線を見ますと、それらの認定基準は適用されていないようであります。特に開発地内、団地内道路では、区域内細部にわたり市道路として認定し、市が維持管理をされているようであります。

現在、認定外道路の修理費には、ふれあいの道づくり事業によりまして、例えば令和 5 年度の実績ですと、7 件で 1,300 万円ほど補助金を交付しているものの、予算の範囲内での支出になるため、工事完成までには数年を要しております。

そこで、認定外道路のうち利用の多い道路については、速やかに市道路へ編入され、市民の負担を均一にすべきであります。

市長の判断を求めます。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 認定外道路の市道編入についてお答えいたします。

市道の新規認定に関しましては、実際に利用しております認定外道路が市道路線認定事務取扱規程に規定しています。

起点、終点の接続要件や構造基準、幅員等の要件を満たしているか否か、現地調査等行いながら判断させていただきますので、まずは御相談いただきたいと存じております。

また、認定外道路を利用しやすくするための修繕、傷んだ箇所の補修、清掃等の維持管理につきましては、通常利用されている方や自治会等、地域の皆様をお願いしております。その際に、アスファルトの補修材の資材が必要であれば、現物支給を行っております。その他にも修繕のための原材料や重機のリース料等などを提供するふれあいの道づくり事業の制度もございます。自治会を通して御相談いただきたいと思っております。

認定外道路の市道編入につきましては、基準に基づき適切に対応させていただくとともに、認定外道路の維持管理につきましても、地元利用者の皆様の負担軽減に努めながら、諸事業等を推進してまいりますので、御理解をいただきたいと思います。

先ほど中山議員の質問の中にありました、開発地、団地内の道路というのは、確か私も議員のときに、皆さんで視察に行かれたと思います。そのときに初めて、全部が市道になるというのを聞いて、確か市議会議員で皆さんで驚いた経緯があると思います。それは何か、かなり前に、団地ができるときの協定かなんかで結ばれていたということで、市になってからではなく、まちの時代に決まったことだと思いますので、ちょっとその辺は私のほうでもどういう経緯でできたのかは、存じ上げませんので申し訳ありませんが、市道のほうは基準を取って進めきておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14番（中山五男） いずれにしても、川俣市長、こういった公道沿い、公道といえば国道、県道、市町村道路沿いの住民と、認定外道路沿いの住民とでは不公平感がある部分については、認識されておりますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 特に今までそういう御意見をいただいたことがありませんので、あまり考えたことがありませんでした。

確かに国道と県道、市道によっては、工事のやり方も全然違いますし、ただ、確かにこの前のところですか、南那須地区で書いてあったという、20戸以上というように決まっているのは、ある程度はあると思いますので、その辺は勘案が必要かなと思っております。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは担当課長の答弁になるかと思いますが、今、市道路の認定基準というのを設けているのでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市道認定基準につきましては、先ほど市長からも答弁しましたとおり、那須烏山市道路路線認定事務取扱規程に基づいて処理しております。

基準としましては、まず、起点終点が国道、県道、または市道に連絡する道路。また、具備要件としまして、道路幅員は4メートル以上。道路の構造についても、道路構造令に適合するものという規定があります。

市道認定の要望を受ける際には、現地を調査確認の上、道路構造等について、具備要件に合致するかを判断し具備、合致しない場合は現地の補修工事なりをしていただくということで指導しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は何年か前に都市建設課から頂いた市道の路線図を今ここに持っているのですが、団地内の道路は、今課長が言ったような条件には適合していないような、本当に、行き止まりの道、細かいところまで、旧南那須町も大金台に1か所、開発団地がありますが、烏山地区にも幾つかの開発団地、そこらは市道に認定をしておりますが、これはどうも一々見ると、もう全てが今、課長が申した条件には適合していないのではないかなというような気がします。いずれにしても、これは、早急に検討すべきではないかと私は思っています。

これから、この認定作業を進めるに当たって、どのような手順で決定しようとしているのか、この辺は具体的に都市建設課長はお考えでしょうか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 団地内の道路の市道認定につきましては、那須烏山市として合併した以降は、平成 30 年 6 月に大金台自治会内の路線を市道に認定した、この 1 件でございます。

大金台自治会内の道路につきましては、先ほど市長から答弁しましたとおり、旧南那須町と開発事業者の間で道路施設移管に関する協定というものが平成 14 年に結ばれておりまして、協定締結以降、道路構造等につきまして、事業者におきまして大規模な改修工事を実施されたことから具備要件を満たしたということで、平成 30 年 6 月に議会の承認をいただき、認定したという経過でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 現在、市道としての認定の道路実延長、これは 41.9 キロメートルほどありますね。その中で、自動車交通不能という路線の延長がおよそ 2.8 キロメートルあるのです。都市建設課長は当然分かっていると思います。自動車交通不能というのは、実態はどうなのでしょう。

例えば、自転車や歩行者なら通行可能と、その程度の道路を指すのでしょうか。それで、こういった、市道として認定していながら、自動車交通不能というのは極めて好ましくないと思うのですが、これらについてはどう考えているのでしょうか。まずは、実態と今後の方針について伺います。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 確かに自動車が通行できない道路も市道に認定している場合がございます。

それにつきましては、国道につきましても通れないところが国道になっているケースもございますので、こちらにつきましては御理解をいただきたいところでございますが、今後につきましては、道路が通れないのだけれどもというような連絡があった際には、現地をよく確認させていただき、対応してまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） いずれにしても、この問題を今回限りで聞き流すことなく、各自治会長にアンケートのようなものを出して、細部の調査をしていただきたいと思います。

私は大金自治会ですが、大金にもそのような道路があります。元建設課に長く勤めていたから、旧南那須町の事情についてはよく承知していますが、まだまだ市道として認定すべき道路がどこの自治会にもありますので、この辺は自治会長を通じてよく調査をされ、不公平感がないような道路の取扱いをすべきと考えております。

では次に、3点目の質問を申し上げます。

市道の県道昇格、編入促進について伺いをいたします。市道が県道に認定昇格をされた記憶は、合併からさらに遠い昭和35年にまで遡ると思われます。

旧南那須町では、昭和35年当時、小川・大金停車場線として、小川町から小志鳥、熊田をへて大金駅前に至る道路延長およそ12キロメートルほどの県道昇格が最後であります。この当時、県道に昇格して早速、昭和35年から、大金小川間の東野バスが運行したことも記憶しております。

自来、県道昇格に関する県への要望などはなかったものの、現市道の中には、県道路にふさわしい路線が複数存在しております。

特に、那珂川町内国道294号線沿いの八溝大橋から本市内を経て、高根沢町、さくら市国道4号線に続く広域農道として整備された路線は、県道昇格に最もふさわしい区間であります。

このほか、県道那須烏山茂木線、下境地区から那珂川を経て、野上地内国道294号線を横断し、県道宇都宮那須烏山線神長地内までのおよそ5.7キロメートルの区間。

さらに1路線申し上げますが、県道宇都宮那須烏山線、すぐその田野倉交差点です。ここから小倉、小白井、青雲橋を経て、県道熊田喜連川線、三箇上に至る7.4キロメートルの区間は農免道路として昭和44年に整備完成した路線でありますから、県道路に昇格すべき路線であります。

本市内を走る県道路は13路線、延長89キロメートルほどありますが、現在の縦軸横軸の路線間隔からして、欠落している地域があります。それらを埋める路線として、ただいま申した市道を県道に昇格させるよう要望活動し、市内道路交通網を整備すべきであります。

このことを川俣市長にはいかがお考えか、伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市道の県道昇格編入についてお答えいたします。

議員から御質問がありました、通称八溝グリーンラインにつきましては、さくら市から那珂川町までの全長19キロメートル、本市内におきましては、市道6路線からなり、市内北部地域を横断する幹線道路となっております。

当該路線は、農林水産省の広域営農団地農道整備事業として、農業生産基盤の整備と併せて、大型農業機械や農業用資材の輸送、産地からの農産物輸送の広域化、輸送量の増大等に対応するために造られた都市と農村を結ぶ道路であり、幹線を市道として維持管理を行ってまいりました。

八溝グリーンラインの県道への昇格の要望につきましては、平成30年度に開催されました、那須・南那須地区ブロック別市町村長会議において、県道への認定について要望しており、今

後も継続して要望を行ってまいる考えであります。

その一方で市道への編入に向けた協議を求められることもございます。県と市、相互の協力関係を維持しつつ、適切に対応していくことも必要となりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 県道への編入について、1 回や 2 回の陳情請願等で県が認めるはずがありません。それには繰り返し、繰り返しお願いをして、さらには県議会議員の力を願うなどしなければ、県は決して動かないと私は思っています。私の経験から、今までですよ。川俣市長にはその覚悟はおありでしょうか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今までたった 1 回ではありませんので何度も要望させていただいておりますし、いろいろな機会があるたびに、その話もさせていただいておりますので、正式な要望でないときも、知事や県土整備部にも伝えておりますので、その辺が足りないのであれば、もう少し強化していきたいと思っております。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 本日の質問を契機に、ぜひ再度繰り返し、繰り返し、県道編入については福田知事宛て、また地元の県烏山土木事務所長宛てにお願いを繰り返してもらいたいと強く要望をいたしまして、次の質問に移ります。

本市内県道の改良促進について伺いをいたします。本市内を経由する県道は、先ほど申したとおり 13 路線、延長にして 89 キロメートルほどを有していますが、その維持管理は、県烏山土木事務所が所管しているところであります。

その現状を見ますと、他市町から本市との境界付近までは改良整備されていながら、本市に入ると未改良になり、狭隘の上、歩道整備もされていない路線が見受けられます。

例を挙げれば、県道宇都宮那須烏山線道路改良時については、片側 2 車線、両側 4 車線、高根沢町仁井田地内まで完成しているものの、その手前側的那須烏山方面に向けては、芦生沢地内まで用地取得していながら、工事は片側 1 車線のみとして、それも市境境界付近で止まったまま既に 20 年ほど経過しているところであります。そして、道路用地として県が取得したところは、雑草対策にだけ追われている始末であることは御存じのとおりであります。

栃木県はこの路線を主要地方道と指定しているにもかかわらず、その整備化計画をなぜ変更し、中断したままなのか。この路線は本市と県都宇都宮方面をつなぐ本市の最も重要な大動脈であります。当初計画の 4 車線道路改良の中断を、これまで許している本市の関係者の政治力に弱さはなかったのでしょうか。

次に申します主要地方道真岡那須烏山線も高根沢地内までは歩道整備が進行していますが、本市内八ヶ代方面の歩道計画はあるのでしょうか。

同様に主要地方道那須烏山御前山線も、茨城県側は整備されいながら、本市側は一部拡張されているものの、ほとんどが狭隘で曲がりくねったままであります。

那須烏山矢板線も、さくら市内までは既に整備されていることも御存じのとおりであります。

本市は少子高齢化による将来消滅の憂き目に遭うとされていることから、それらを防ぐ最も重要な手段は県道の整備であります。交通網が整備されるなら、那須烏山市内の視野が広がり、企業誘致も見込めることですし、緑豊かな本市に移住し、ここから他の市町村へ勤務することも容易であります。

このことからして、市内県道の整備は本市の存亡をかけた喫緊の課題であります。先月6選を果たされました福田知事の公約に、地域発展に積極投資するとされておりますことから、川俣市長には本市の実情を強く訴えるなどして、本市内県道路線改良に力を注ぐべきと存じます。

そこで、川俣市長にはさらに積極的な政治活動が必要と思われますが、このことをいかがお考えかお伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 県道路の改良促進についてお答えいたします。

県管理道路を含む社会インフラ整備の重要性につきましては、産業振興面や人口減少対策に大きな影響があるものと考えております。

このようなことから、現在市内における県管理道路の事業促進や早期事業化に向けて、県土整備部長や県烏山土木事務所長に対して直接お会いして、要望活動を行っております。

また、毎年実施されております県議会県土整備委員会の現地調査の際には、地元の県議会議員とともに要望活動を行っております。

今後も県に対して積極的に要望活動を行ってまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

また、いろいろなところで、栃木県と茨城県を結ぶ道も常陸大宮市と一緒に要望させていただいたり、打合せをさせていただいております。その話もかなり進んできたところで、方向性がちょっと今のところ進まなくなっているのかなと思っておりますが、県のほうは勘案していただいているのが現状になっております。

また、八溝縦貫道ということで、栃木県の東側の北から南へ、茨城県、福島県へ抜ける道を今、構想として出しております。それに関して知事もいい反応をいただいておりますし、県、国とかも反応が良くなっておりますので、それが実現できるように進めております。

決して何もしていないわけではありませぬので、その辺のところは十分に活動をさせていた

だいております。ただ足りない部分も、それは皆さんから見ればあるかもしれませんが、私の予定の中では十分に県や国に対しての対応をさせていただいていると思っています。まだまだ足りないということは、これから皆さんに見えるように努めていきたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） ただいま市長の答弁に、八溝地区の縦貫道路と言いましたが、これは、まだまだ、まだまだ先のことです。これから計画をし、測量設計をし、用地交渉し、実施をし、完成するまでには、はるか先になるのではないかと考えています。それまでに、ややもすると那須烏山市は消滅してしまうかもしれませんよ。本当に夢のような話ではないかと、私はこの道路については思っています。

それとしても、先ほど言った宇都宮那須烏山線、仁井田で 4 路線が止まっていますが、中止になっている理由は、なぜ中止になったのか、この辺は確認されていますか。これは市長か、都市建設課長、お分かりになったら御答弁いただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） しっかりとした説明は受けてはいないところでございますが、交通量調査を県道各所で実施されております。現在の交通量からして、片側 1 車線で渋滞もなく、通行ができているところなのかと考えております。

また、那須烏山市内の県道、市道につきましては、烏山土木事務所と道路網研究会という組織を立ち上げておまして、その中で、どういう道路網が今後の発展のためにいいのかというような相談会もさせていただいておりますので、その中で中山議員からご質問のありました改良が止まっているような箇所につきましても、早急に整備をしていただきたいという提案はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 先ほどの市長答弁の中にも、県の土木関係の議会議員が、現地の調査、視察に来ていますが、あれは毎年 1 回ではないかと思ひますし、ずっと以前から続いておまして、あれは県議会のセレモニーみたいなもので、果たしてあれが、ここで陳情、請願をしたからそれが果たして有効か、そのとおり工事を進めてくれるかといったら、なかなか難しいのではないかと考えていますが、実際あれで那須烏山市が陳情、請願をした中で、効果が上がっているのでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現地調査におきましては、市内 1 か所の調査とはなっておりますが、5 か所、6 か所ということで要望しております。

烏山地区の泉町交差点のラウンドアバウトの工事とか、山手通り線の整備等につきましても、要望をしてきた結果工事が始まっているものと考えておりますので、要望につきましては十分効果があるものと存じます。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは、県に対する県道の編入、または県道路の改良については、副市長は元県職員の重要なポストにおりましたので、副市長の力を借りること、知恵を借りることも十分必要ではないかと思っておりますので、さらに努力をされることを希望いたします。

では次の質問に移ります。

学力向上による人口減少対策についてお伺いをいたします。

本市内小中学生の学力テストの結果は、残念ながら思わしくない成績が続いていることが事実であります。そこで、成績が上がらない原因を取り除きまして、学力を国内トップクラスに押し上げるなら、教育に関心がある保護者等には、魅力ある那須烏山市に選ばれ、他の市町村からの移住が期待されるものと存じます。そしてそれが本市最大の課題である人口減少の歯止め策にもつながるものと存じます。

この目的達成には、内藤教育長として、溢れんばかりの気迫と努力、指導力が必要であります。那須烏山市3代目教育長として本市の教育界にぜひ、歴史を作ってもらいたいとする強い思いから申し上げる次第であります。

ところで、本市の魅力は何か、新聞報道される県内市町村別の様々な数値、実績の中で、誇れるところがあるのでしょうか。

先日、私の常任委員会で視察した日本海側の街並み、山形県の鶴岡市や新潟県の燕市なのですが、ここは落ち着きと気品がありまして、植栽された樹木も手入れが行き届いていますことから、移り住んでみたくなるような思いに私は駆られたところであります。

それに比較し、本市には山の緑だけは豊かであっても、空き地、空き家が増え、街全体が雑然とした感があります。

そこで、他のまちから本市に移り住んでみたくなるような魅力の発信が必要との思いから選んだ方策は、小中学生の学力日本一であります。今年度予算の中に、商工観光課では、選ばれる観光まちづくり戦略を掲げております。教育長には、選ばれる学力のまち那須烏山市を目指すこととされてはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） まずは議員の非常にありがたい御提言、ありがとうございました。

お話の中で残念ながら、思わしくない成績とありましたが、これは中学校のことではないかと推察しているところでございます。

小学校につきましては、全国平均と同等、あるいはやや上回っている部分がありますので、この中学校の平均正答率でございますが、これについても、少しずつ全国との差が小さくなってきているということでございます。

さて、学力向上による人口減少対策についてお答えいたします。小中学校におきましては、この学力向上対策としまして、調査結果を受けて、全職員で課題を確認し、改善策を打ち立てて取り組んでいるところでございます。

具体的には、各校で作成した学力向上改善プランの共通理解を図り、その改善プランに基づいた研究授業や授業研究会を実施し、指導法の工夫、改善を図っているところでございます。

市教育委員会としまして、研修会や学校訪問などにおいて、児童生徒一人ひとりを大切に、分かる授業により、学びに向かう力を目指すよう伝えております。

議員がおっしゃるとおり、教育先進都市としての魅力は、移住定住先を決める一助となるものと考えております。

今後も不断の努力と、授業改善を継続することで分かる授業へとつなげ、児童生徒はもちろん保護者や地域からも信頼される学校を目指し、私自身も情熱を持って、学校支援、教職員支援に当たってまいりたいと思いますので、御理解くださるようお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） 那須烏山市では、しばらく前からスーパーティーチャー育成事業、学力を上げるためにこういう事業をやっていますが、これは、よその市町村でもこういう事業が実施されているのでしょうか。それとも、那須烏山市独自の事業なののでしょうか。その辺のところは把握されておりますか。

○議長（青木敏久） 内藤教育長。

○教育長（内藤雅伸） お答えいたします。

スーパーティーチャー育成事業につきましては、平成 28 年度からの実施となっておりまして、これにつきましては、他の市町に先駆けて本市が独自に実施を始めたところでございます。

現在他の市町村において同じような事業を実施しているかどうかについては、把握してございませんので申し訳ないのですが、いずれにしても、本市独自の事業ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 14 番中山五男議員。

○14 番（中山五男） このスーパーティーチャー育成事業を通して、もう始まって結構長く経過するわけなのですが、これが始まって本市内の小中学生の学力が上がったというような、

具体的な目で見えるような数字ではどうも上がっていないのではないかと思います。

この件、今後も令和7年度の予算でも計上するのかどうするのかについては、これから検討した上で決定をしていただきたいと思います。

私は教育長に申し上げたいこと全てを、先ほどの質問で言い尽くしておりますので、それに対する再質問は避けたいと思いますが、あとは、せめて全教科とも世間並み、世間並みというのは、全国平均の平均点です、世間並みの成績に伸ばしていただくことを強く望んで、この質問を終わります。

では最後の質問6項目に入ります。

太陽光発電施設から得られる固定資産税の使途について、市長のお考えを伺いたいと思います。

東京電力福島第1原発事故の後、原発への依存を減らすため、太陽光による再生可能エネルギー発電施設が市内至るところに見受けられることは御存じのとおりであります。

施設増加の要因は、2012年度から発電量の全量を買取る固定価格買取制度をスタートさせたことが、太陽光発電普及につながったものと存じます。豊かな緑と快適な生活環境は本市の魅力でありましたが、太陽光発電の黒い板で次々と埋められていることから、景観や防災面で課題があることも事実であります。

しかしながら、施設に関わる税収は、およそ固定資産税総額18億7,000万円の27%に相当する5億円ほどのことであります。

そこで、以前は見込めなかった税収でありますから、この際、太陽光発電施設に係る固定資産税を予算の特別枠として、本市喫緊の課題である人口減少対策及び子育て支援事業等に充てることとしてはいかがでしょうか、提案を申し上げます。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 太陽光発電施設に係る固定資産税の使途についてお答えいたします。

市の歳入につきましては、特定の事務や事業にしか使用できない特定財源と、市の自主的な意思でどんな事業や事務のためにも使用できる一般財源に分類されております。

固定資産税につきましては、一般財源に分類されることから、道路や学校、公園など、日々の生活で利用する公共施設の整備や介護、福祉など、様々な行政サービスの財源に活用しているところでございます。

議員御質問の人口減少対策及び子育て支援につきましては、第3次総合計画の重点戦略に掲げており、非常に重要な事業でありますので、本市におきましては、住宅リフォーム助成金、空き家バンク住宅改修補助金、移住ファミリー家賃補助金などの定住支援、なすから赤ちゃん応援券や給食費助成などの子育て支援に努めており、これらの事業の財源にも固定資産税を活

用しているところでございます。

参考といたしまして、令和5年度こども課所管予算の決算状況でございますが、決算額16億7,000万円余に対し、特定財源の充当額は10億9,000万円余となっており、5億8,000万円余の財源が不足しております。

この不足財源を固定資産税のほか、市民から徴収した税等を活用しているところでございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 固定資産税として一括で入ったのか、それはその中から、それは福祉の関係、それは子育てその中にも入るでしょうから、それが入っていることは事実ですが、市長やはり、これから3期目を目指す目玉として、太陽光発電、この合計はここに使うのだというような、1つの大きく打ち出すことも政策として、ぜひ私は必要ではないかと思います。

実は私この5億円、1つはJR烏山線赤字の解消に向けてはと思ったのですが、令和5年度の赤字は7億円を超えているのです。5億円では足りないのです。これはちょっと難しいかと思ったのですが、子育てに関する質問は、昨日も興野議員がされています。そういったことで、太陽光発電の固定資産税は、これとこれと、これに使うのだというのは、具体的に市民にも分かるような方法でPRしないと駄目です。そういうふうな使途を考えるべきではないかと思っています。

それと、太陽光発電の固定資産税を何に使うか、市長、全職員からアンケートなどを取って、職員それぞれに私だったらこう使うというのは、何かあるのではないかと、そういった提案をさせたらどうでしょうか、そういうことも私は考えております。

ぜひこれは、ただ単に固定資産税総額の中で一緒にしてしまっただけで活用するのではなくて、別枠としてやるのも1つの方法ではないかと思っています。このことを、ぜひこれから進めるべきではないかと思っていますが、このことは何か考えておりませんか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） お答えいたします。

議員御提案の固定資産税を特別枠として使用できないかというところなのですが、固定資産税は、先ほどの市長答弁でもありましたように、普通税ということで特定の財源にすることは難しいと考えております。

しかしながら、財源の特定はしていませんが、令和6年度の予算編成においても、人口減少対策や子育て支援向けの重点戦略という位置づけをしまして、重点事業として実施することにより、人口減少対策、子育て支援対策の充実強化を図っているところでございますので、これらの財源として、固定資産税をはじめ、市税等の普通税を活用していることから、結果とし

ては太陽光発電の固定資産税を活用させていただいていると考えられますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 私は今までの予算説明の中で、そのようなことは今、初めて聞きましたし、太陽光発電の固定資産税をこれに使うのだと、そんなことは感じたこともなかったのです。もう、考えたこともないのです。やっぱり1つ、住民に対しても、太陽光発電の施設などというのは、あれを見て、ああ、いいな、いい景観だなどと考える人はないと思います。みんなどちらかといえば迷惑に思っているぐらいですから、その見返りとしてこれだけの税金、5億円が入ったのだ、それでもって皆さんにこういう還元をしますというような具体的に示すことが、ぜひ必要ではないかと思っています。

太陽光パネルについて、半月ぐらい前の、下野新聞の文芸欄にこういうのが載りました。「太陽光発電パネルは地は覆い不気味に光る満月のように」と。実際そうですね、本当これは不気味に思うぐらいですからね。そんなふうに、決してこの太陽光発電は好ましい施設などと考えていないわけですから、ぜひそれを還元するためにも、皆さんは迷惑に思っているかもしれません。しかし、これだけの税収があるのです。それを皆さんにこういう形で還元をしますというように、特定財源のような形にして、還元するのも1つの方法ではないかと思っています。

少々時間が余ってしまうのですが、私も今回、この6項目について質問をしまして、果たして初めのうちは、6項目まで行き届くかどうか、非常に不安を持ちながら始まっているのですが、それが結果的に少々残ってしまいましたが、20万円は使い果たさなかったかもしれませんかね、これで終了いたします。

○議長（青木敏久） 以上で、14番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時20分といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、4番堀江清一議員の発言を許可します。

4番堀江清一議員。

〔4番 堀江清一 登壇〕

○4番（堀江清一） 議場の皆様、こんにちは。多くの方々に傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。ただいま、青木議長より発言の許可をいただきました、議席番号4番、那須烏山市を愛してやまない三箇の堀江でございます。

私事ではありますが、毎年雲巖寺の紅葉を見るのを楽しみにしております。今年も過日行ってまいりました。今年は、紅葉は少し遅れていたのかなと思います。色づきが少し足りなかったようでございます。

私が議員になる前の年、雲巖寺の本堂の賽銭の箱の横に置いてある紙に、「先哲の言葉」を記したものがありませんでした。その言葉に私は感動したもので、浄財を納めて持ち帰り、その紙を額縁に入れて今も家に飾っております。幾つかある言葉の中で、特に胸に響いた言葉は「苦しみが残していったものを味わえ。苦難もすぎてしまえば甘い」という言葉と、もう一つ、「涙とともにパンをたべた人でなくては人生はわからない」、この2つが非常に胸に響いております。

私が小さい頃、うちはすばらしく貧乏な家でありました。その日食べる米もなくて、うちのおふくろが近所に米を貸してくださいと言って行ったことがありました。また、たった10円の小遣いをもらって、とてもうれしかった記憶が蘇りました。そのようなことから、私は苦しい生活をしている方や、苦勞をされている方々に寄り添って議員活動をしように心に決め、現在に至っております。

那須烏山市は、そのような方々に対しても、やさしい行政を望んでいるところであります。

さて、私の質問は、庁舎整備について、この1点でございます。質問席から質問をさせていただきます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 庁舎整備についての質問でございます。

市長の諮問機関である庁舎整備検討委員会が10月1日に、検討結果を取りまとめ、市長に答申が提出されました。庁舎整備は本市にとって、重要な事業であり、多くの市民が注目をしているところであります。当初、中央公園が理想的な候補地として素案がまとめられた経緯がありましたが、想定を上回る社会情勢の変化を踏まえ見直しをすることと、庁舎整備検討委員会が再編され、13回の審議の結果、JR烏山駅前がふさわしいと結論づけたわけでございますが、しかしながら、疑問や、また、確認したいことがあるため、以下の質問をすることといたしました。

まず、1つ目の質問でございます。庁舎整備には、多額の費用がかかると思われれます。それで市は庁舎整備においての費用をどのように、まずは捻出するのかお伺いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 調査整備の費用についてお答えいたします。

新庁舎の整備につきましては、建物本体の建築工事費に加え、用地費や移転補償費、外構工事費等を要することが見込まれ、多額の財政出動が必要となります。

また、近年の物価や人件費の高騰を踏まえると、さらなる事業費の増大も想定されます。このようなことから、庁舎整備基金や市有施設整備基金を計画的に積み立ててきたところであり、令和5年度末時点において、合計で44億円を確保しているところであります。

その他、今市議会定例会の初日に計画延長の議決を賜りました、新市建設計画に基づく合併特例債や、財政調整基金の活用、そして都市再生整備事業等の国の有利な財政支援措置を積極的に活用しながら、新庁舎整備に必要な財源の確保に努めてまいることとしておりますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 庁舎整備基金及び市有施設整備基金、それに合併特例債の一部を使うと、全額は使わないと先日お伺いしました。庁舎整備に全額使うのは、これは理解できます。

市有施設整備基金が22億円あるということですが、市有施設整備基金です、これを庁舎に全部使ったとすれば、その他に市有施設があります。例えば体育館でしたり、公民館であったり、もっと言うと多くの市民が望んでいる市民ホールであったり、もし市民ホール等を造る場合、そのときに大きな借金をすることになると思います。ですから、市有施設整備基金を全て使うのは非常に疑問に思います。その辺はどうなのでしょう。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 庁舎整備にかかる費用の捻出についてということで、基金自体は約22億円の市有施設整備基金がございますが、ここで全部をやはり使うわけにはいかないとは考えております。おおむね10億円程度ぐらいなのかなというところで検討はしております。

当然、その他の公共施設の整備なんかに費用がかかってきますので、こちらはそういったことで考えておまして、足りない部分につきましては、現在の地域振興基金なんかの積立の部分もございますので、そういったものの活用や、また、整備の手法によっては、有利な起債なんかも借りられる場合もございますので、そういったものを合わせて捻出していければと考えます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） そこで合併特例債は残り約11億円ぐらいですか、残っているかと思えます。11億円丸々が市の負担ではございません。国が7割負担するという有利な起債だと伺っております。この合併特例債を先ほど全部は使わないと言いましたが、おおよそどれぐらい使う予定でございますか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 合併特例債約 10 億円の残りのうち、庁舎整備は 5 億円程度を見込んでおります。

以上です。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 先ほど、いろいろ補助金があるなどということでしたが、国や県、こういうところからの支援はどれぐらい予想をされておりますか。もし受けられないということであれば、それはそれですけれども、もし受けられるのであれば、どれぐらいを予定しておりますか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 国、県等の補助金等につきましては、現在庁舎整備については、庁舎だけを考えますと補助金等はありません。

複合化したような場合については、それぞれの部分について補助が出る可能性があるのですが、そちらについては、今のところ何とも言えない状況でございます。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 複合化であれば補助金が出るということではありますが、駅前に建てる場合、複合化した庁舎にする案は、今の資料の中では全然出ておりません。庁舎整備、駅前に造るに当たっては、約 43 億円と言われております。

高根沢町の庁舎整備に当たって、少し調べてみました。1 平米当たり、62 万 7,000 円で計算しております。高根沢町は、庁舎建築工事に 34.5 億円。その他、外構設計、解体費用に 15.5 億円、合わせて 50 億円という数字でございます。消費税を入れると 55 億円。当初 43 億円という予算を多分この規模とほぼほぼ同じぐらいなのかなと、私は思いますが、これで既に予算オーバーとなっております。予算オーバーとなった場合、その分は市としてどのように捻出をするのですか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 現在の約 44 億円をオーバーしたときについてお答えします。そちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、地域振興基金の活用を考えております。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） そういうことで、基金を取り崩して造るということではありますが、今現在、基金はいろいろな名目がありますが、全てを合わせますと 100 億円の、要するに市の貯金があるのだということで、庁舎整備に 50 億円使おうが、まだまだ余っているよというスタンスでございますか。市債などを発行しないでもできるという認識でおりますか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 基金の総額は100億円程度でございます。しかしながら、基金目的ごとに用途が決まっておりますので、庁舎に活用できるのは先ほど言いました市有施設整備基金、庁舎整備基金、地域振興基金、これらが庁舎に活用できる基金ですので、それらの活用で整備したいと考えております。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） ということは、新たに借金はしないということによろしいですね。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 起債の部分が借金に当たってくると考えております。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 物価高騰の折、当初予想していた金額を多分下回るということではないのかと、多分オーバーしていくと思います。市民に負担がかからないような予算を組んでいただけばと思っております。

それと駅前に庁舎を整備するという事で計画をしておりましたが、43.7億円でしたか、その内訳として庁舎の建物費用とか、あと土地の取得、建物の補償費という項目が参考資料にありました。率直にお伺いしたいんですが、土地の取得価格、また建物の補償金はどれぐらいを予定しておりますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきます。

細かな内訳につきましては、こちらはまだお示しする段階ではございませんけれども、シミュレーションした段階におきましては、世間一般的な実勢価格に基づく試算を行っております。

その土地であったりとか移設補償の部分を細かく金額に出すことは、後々支障になるところも出てまいりますので、現段階において詳細についてお示しする段階ではございませんので、御理解いただければと思います。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 予算を組むときに、おおよその概算の金額を示すことはできないのですか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 先ほど申し上げましたように、個々に積算はしてございます。そちらを積み上げさせていただいたものが43億7,000万円になっておりまして、どうしても用地買収の費用、移設補償の費用、これを個別に出すことが、今まだ詳細が決まっていない段階においてお示しすることができないところがございます。誠に申し訳ござい

ませんが、今答えられるところとしましては、シミュレーションは実勢価格等に基づいて行っております。その総合計として43億7,000万円を計上してございます。

何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） シミュレーションで結構ですので、お答えできませんか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 先ほど来から申し上げますように、相手方がいる話でございますので、この段階においてお答えできることは差し控えさせていただきたいと思っております。

何とぞここにつきましては、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 補償金や土地代は、いずれにしても駅前ですから、1等地ですから、かなりの金額になるのかなと思っております。

先ほどの高根沢町の例を見ると、庁舎整備に約35億円ぐらいを見ているということでございます。おおよその費用は、建物だけでそのぐらひはかかっているのかなと。逆算すれば、外構費用等を引いて残りが土地代と補償費だろうと予測はできるのかと思いますが、外構費用としてどれぐらひを予定しておりますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 外構費用につきましては、駐車場であったりとか緑地等の整備費、こちらにつきましてはおおむね2億6,000万円ほどかかるのではないかと。いうシミュレーションはしてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） いずれにしても、多額のお金がかかります。できるだけ、費用がかからないことを考えていただければと思います。私はそもそもJR烏山駅前には反対している立場から、JR烏山駅前がふさわしいとは思っておりません。

それで2つ目の質問です。駅前に整備すると、防災司令室及び防災拠点として十分な機能を果たしているのか、具体的に答弁をよろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災拠点としての機能についてお答えいたします。

候補地に選定されましたJR烏山駅周辺につきましては、ハザードマップ上においても危険な区域に該当している場所はございません。

また、東日本大震災や東日本台風による災害等の発生も回避できており、防災拠点としての安全性は確保されているものと考えております。

庁舎は災害時等における防災拠点として、司令塔の役割を担うことになります。災害時だけでなく、いざというときに備えた万全な安全確保に向けた対策の強化に努めてまいる所存でありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 防災司令室とか防災拠点ということで、私は、決してあそこはふさわしいところではないと思っております。取付け道路、大きい入口は1か所のみ、それでこれも高根沢町の、例を挙げると、災害リスクを重要と考えているということであります。防災面で、災害時のアクセス、緊急輸送道路があるか。また、災害時のアクセスに支障はないのか。このようなことをうたって選定をしております。その結果、まちなかでなく町民広場というのですか、そのようなところに選定をされたという経緯があります。また、災害対策活動の拠点ということもうたっております。消防、自衛隊、警察の活動拠点となる広さがあるのか、円滑な連携が取れることが、それで可能かということもうたっております。

そのことに関してどう思われますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えをさせていただきたいと思います。

まず、J R 烏山駅周辺につきましては、住宅が密集している一方で、道路が狭いという課題がございます。J R 烏山駅周辺を含めた都市再生の検討に当たりましては、栃木県の都市政策課の積極的な支援もいただいております。J R 烏山駅周辺における課題の整理を行いますとともに、こうした課題を踏まえつつ、都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定、そして市街地における用途地域の見直しの検討を現在進めているところでございます。

また、高根沢町につきましては、そういう広い土地を求めるという方向性として、候補地の選定に当たられたところでございますけれども、本市におきましては、当然そちらを踏まえつつ、安全性の確保の観点、そして将来性の観点、それから総合計画との整合、国が推奨するコンパクトシティ・プラス・ネットワーク、こちらを踏まえた候補地選定が必要だろうと、判断基準がそのような形になってございまして、そのような中で庁舎整備検討委員会において絞り込みを進めたところになってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 防災とか、防災拠点とかということでは、あそこでは非常に機能を果たせないのです。それでもそこに選定したということは、申し訳ないですけども、川俣市長

の諮問機関の庁舎整備検討委員会、どういうふうに市が誘導されたのかどうか分かりませんが、私は作為を感じてしまいます。

その防災とかということをどこの自治体もうたって市庁舎を検討しているのです。熊本県の宇土市というところがあります。そこで、庁舎整備建設を進めるに当たり、重要と思うものは何かというところで、一番多い回答数は、庁舎と同じ敷地内に十分な駐車スペースを確保するということが一番多かった。

いずれにしても、私は思うに、まちなかの土地に何としても庁舎を造るんだ。これは合併当初の約束事だということを言っておりますが、中央公園に 1 度決めたものを社会情勢が変わったから駅前になったのだというのであれば、その当時の約束事が有効とは到底思いません。今現在の、状況を踏まえて進めるべきかと私は思います。防災面では非常に不向きと私は判断させていただきます。

続いて、3 つ目です。職員駐車場は、具体的にどこに考えておられますか。

過日、庁舎整備検討委員会、川俣市長の諮問機関の検討委員会の中で、三橋委員長が職員の駐車場は考えなくていいと話をされておりました。そうすると、選択肢が少なくなってしまうからだと、このような意見でございました。

下野市の例を挙げて、下野市は職員の駐車場は用意していないなどということで、民間の駐車場を使っていると。もし、そういうことで民間の駐車場を使わないで庁舎と一体で駐車場を造ると、駐車場を経営している人の民業圧迫にもつながるような、そんなニュアンスの話をされていた記憶がございます。過去にあったと思います。私は多分、そのときは傍聴に行ったときだと思います。そのようなことで、本市は、職員の駐車場を具体的にどのように考えておるか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣市長、答弁の前に、私から一言。堀江議員、先ほどの御質問の中で、市の作為誘導という言葉をお使いになられましたけれども、不適切だと思いますので、訂正していただけますでしょうか。

○4 番（堀江清一） そのように感じたということですから、了解しました。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 職員駐車場についてお答えいたします。

職員駐車場につきましては、県内市町において確保の仕方が違っております。庁舎の敷地外に職員駐車場を確保しているのは 1 2 市町でございます。また、庁舎の敷地内だけでなく、敷地外にも職員駐車場を確保しているのは 3 市町。庁舎の敷地内に庁舎職員駐車場を確保しているのは 9 市町であります。

そして、栃木県本庁におきましても、遠距離または交通不便地の職員を除く全ての県職員が

個人で駐車場を確保している状況にあります。なお、遠距離または交通不便地の職員駐車場につきましては、敷地外の設置となっております。

ここ近年、新たに庁舎が整備されました市町における職員駐車場の設置状況を見てみますと、10市町のうち7市町が敷地外、1町が敷地内に加え、敷地外にも確保している状況にあります。そして、2市町が敷地内に確保していますが、このうち1市は半数以上の職員が個人で駐車場を確保している状況であります。

つまり、10市町のうち、庁舎敷地内のみの駐車場を確保しているのは、1町のみであることが分かりました。また、庁舎整備検討委員会においては新庁舎整備の候補地を選定されていない状況において、職員駐車場の確保数を議論することは時期尚早であり、県内外の状況を十分に踏まえ、今後選定される候補地の近隣遊休地等の利活用も視野に、別途検討することが望ましいとの結論に至ったところであります。

このたび候補地に選定されました、JR烏山駅周辺の近隣には非常に多くの未利用空き地が散見され、こうした遊休地を職員駐車場として活用することは十分に可能ではないかと考えております。

また、JR烏山線を活用した通勤を推進することで、過剰な駐車場の確保を抑えることも可能になるのではないかと考えております。

こうした状況を踏まえた結果、庁舎整備検討委員会の答申内容を踏襲し、市の方針として決定させていただきたいところであります。

職員駐車場につきましては、快適な職場環境の1つとして考慮が必要であると考えており、今後しっかりと検討を進めてまいる考えであります。

なお緊急時における職員招集用として、20台分の職員駐車場の確保を前提に、来庁者用駐車場を160台分、面積にして約4,000平方メートルを算出したところでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 他の市町を見るとそういうことだと、敷地内に職員駐車場を用意しているところは少ないから、我が市でもそのような方針であるということなののでしょうか。他の市町を何も真似することないではないですか。なぜに他の市町を参考にされるんですか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） お答えを申し上げます。

まず、私たち職員への御配慮、誠にありがとうございます。

新庁舎と職員駐車場を一体的に確保できることが確かに理想かもしれませんが、しかしながら、新庁舎と職員駐車場の一体的な整備を前提として候補地選定を行った場合には、候補地の選択

肢がやはり限定されるだけでなく、結果的に、地方自治法第 4 条第 2 項に規定いたします庁舎を整備する場合の基本的な考え方、こちらを逸脱することにもつながりかねません。総合計画との整合、利便性、実現性、経済性、将来性、こちらの 5 つの観点から、総合評価を実施の上で選定されました J R 烏山駅周辺につきましては、空き地や遊休地の活用を視野に入れながら、職員駐車場を確保することも可能ではなかろうかと考えているところでございます。

また、J R 烏山線を活用した通勤を推進することで、過剰な駐車場の数を抑えることも可能になるのではないかと考えております。このような部分も含めて、実際に他の市町ではどのような取組を行っているのか、当然それは調査研究する必要があるかと思えます。

その上で、本市が取り組むべき方向性は、世間一般から見てずれていないかどうか、そういった部分を検証していくのは当然のことではないかと思っております。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 職員駐車場を同じ敷地内に確保するのは、ずれていることですか。私は決して、ずれているとは思いません。当たり前だと思います。職員だって一労働者でありますから、その環境を良くするのは当たり前のことです。職員が駐車場から、前も一般質問で言っておりますが、いかに早く机に着くか、こういうのが重要なことだと思います。J R 烏山駅前に職員の駐車場を確保できるような土地、具体的に考えておりますか。私はあの辺を見回しましたけれども、職員の駐車場が十分確保できる土地は、最低でも 500 メートル離れている土地ではないかと思われます。庁舎整備に当たって 3 か所、最後まで残ったうちの 1 つ、金井 1 丁目付近の土地、あそこは広くあります。そこが、測りましたけれども、約 500 メートルあります。例えば、そこを使うとすればその 500 メートルを職員に歩かせて、仕事についてもらおうと、こんな理不尽なことは、私はないと思うのです。ですから、まちうちにそもそも庁舎を造るということ自体が理不尽であると思えます。職員のことも考えるべきだと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 先ほども申し上げましたように私ども職員のために御配慮いただきまして、誠にありがとうございます。

職員駐車場につきましては、やはり市街地の中を見ても、空き地、遊休地がたくさんあるという状況でございます。また、このたびの候補地選定に当たって、市民の方々からも、もしうちの遊休地を使っただけなのであればというような、そういう御連絡もいただいております。具体的にどの場所をとということを今申し上げることはできませんけれども、そういったところを有効活用するのも 1 つの手であろうと思っております。

また、今この庁舎における駐車場、例えば南那須庁舎においても、保健福祉センターのほう

から歩いてきますし、烏山庁舎につきましても、烏山図書館の手前側にある駐車場から歩いてくる状況もございます。100%、すぐに歩いて自席に着くということではなくても、十分職員の利便性に配慮できるのではないかなとは思っております。

合わせまして、先ほど来から、まじうちに反対というところについてでございますけれども、何度も申し上げますように、2町合併を経て、合併をした本市にとりましては、庁舎整備はもう非常にデリケートな問題、これは何度も申し上げておりますけれども、それぞれ考え方が異なる状況にもなっております。そのような中で、我が市におきましては、来年10月で市制誕生20周年を迎えます。南那須地区4町の合併協議が破綻したことを受けまして、南那須町・烏山町合併協議会が設立されました。様々な懸案事項が山積する中、互いに知恵を出し合いながら何とか課題を乗り越え、急ごしらえで合併協議が進められました結果、2町合併の合意に至ったところでございます。

その後に造られた新本庁舎は、総合計画において新市拠点の配置や、JR駅及び公共公益施設の集約などを生かし、烏山市街地に整備する旨を示し、全会一致で御議決いただいた経緯がございます。

現在は、第3次総合計画に基づき、各種施策を展開しているところでございますが、2町合併後におけるこれまでの経緯を踏襲する形で、令和5年3月に全会一致により市議会の議決をいただきました。私は、この議決は非常に重たいものであると思っております。だからこそ、総合計画を最大限に尊重した議論が行われるべきであると考えております。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 先ほども言いましたが、新市に委ねるというコメントがそこに入っております。当時そこに全会一致で賛成をいただいたと言うけれども、その計画は庁舎だけの計画ではなくて、全ての計画の、第3次総合計画が今ありますけれども、その当初の計画だと思います。その時点で、全会一致ではないのですか。庁舎だけの案件は、もしそこで問題が出たとすれば、全会一致での賛成とは、私は思いません。先ほども言いましたけれども、社会情勢が変わっているわけですから、それと合併当初の約束事の、新市に委ねるということは、今現在の方々にそれを決めていただきたいというような意味合いと違いますか。私はそう理解しております。いずれにしても、職員駐車場は、同じ敷地内に造るべきと考えます。

4つめの質問となります。JR烏山駅前の民有地に都市計画道路の計画について、9月議会でしっかりと議論をしたということでありましたが、具体的にどのような議論がなされたか聞いたところ、非公開だったということではありますが、個人情報などそういうことが絡まない程度に、その辺の説明をいただけますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 未整備の都市計画を踏まえた検討状況についてお答えいたします。

新庁舎の候補地選定に向けた 1 次評価の結果、6 候補地に絞り込まれました。さらなる絞り込みを図るため、2 次評価におきましては、各候補地の敷地情報や用途地域・ハザードマップの該当状況、そして、新庁舎の建築面積を区域図に仮配置した図面をまとめた資料を作成し、現地確認の結果を踏まえながら、庁舎整備の実現可能性について議論を行ったところであります。

御質問のありました J R 烏山駅周辺につきましても、資料に基づき、委員全員で現地を確認した結果、未整備となっている都市計画道路の敷地を活用しなくても、想定建築面積や来庁者用駐車場、そして緑地面積を含めた必要敷地面積を確保することが可能であるとの結論に至ったところであります。

しかし、必要敷地面積を確保することが可能であるとはいえ、より一層市民の利便性に配慮した建物構造や配置の検討は必要であると考えます。

また、未整備都市計画道路につきましても、昭和 24 年 4 月に都市計画が決定されたものがありますが、都市計画決定から 75 年もの年月が経過し、人口減少や商店の閉店が進行する中、烏山市街地の姿は当時と大きく変わっております。

このようなことから、混在する用途地域を含めた都市計画道路につきましても、実情に即した、身の丈に合う都市計画の見直しが必要であると考えており、栃木県の担当課と今調整を行っているところであります。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） このときの資料は非公開だということで、私、情報公開で資料を頂きました。

そこで確認したところ、ある委員の方が、都市計画道路はあるけれども、これはどうなっているのだという質問がございまして、執行部から、そこは確かにありますと。その道路を省いても、庁舎を 3 階建てにすれば問題ないという説明、おおむねそのような説明がなされました。その後の議論は見当たらなかったのです。しっかりと議論したことにならないと思いますが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） J R 烏山駅周辺における現地確認に際しては、新庁舎の建築面積を、手持ちの資料である区域図に仮配置した図面を活用しまして、2 階建ての場合と、3 階建ての場合の 2 つのパターンを図面上にお示しをした上で、未整備の都市計画道路の敷地を活用しなくても、想定建築面積や、来庁者用駐車場、そして緑地面積を含めた、必要

敷地面積を確保できる旨を説明し、その図面を確認いただきながら、委員会においては支障なしとして確認いただいたところでございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） しっかりと議論をしたということではありますが、ある一委員の方に聞いたら、ちょっと記憶にないと、本人はそう思っております。ですから、委員全員が、理解しているとは到底思えません。それと、お聞きしたいんですが、JR烏山駅前に委員全会一致で決まったら、三橋委員長が下野新聞社に答えております。そのとき3名の方が欠席しております。その方の意向は確認されたのですか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） そこまで、欠員の3名の意見までは聴いてはおりません。

しかし、庁舎整備検討委員会は、半数以上の出席をもって、議決するものでございますので、その中で全会一致による承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） いずれにしても欠席された方の意向も確認はしていないということでもあります。そういうルールでやって、全会一致だったということでもありますね。

時間がないので次の質問にいきます。神長地区の、候補地が1次評価で、いの一番に浸水想定区域であるため、候補地から最初に外されたという経緯があります。それで浸水想定区域に庁舎を指定した、この経緯を伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 神長地区の浸水想定区域を候補地に指定した理由についてお答えいたします。

烏山消防署周辺につきましては、令和3年6月に開催されました令和3年度第2回庁舎整備検討特別委員会において、江川沿いに位置する神長地区が、新たに栃木県が指定する浸水想定地区に該当になった旨を御説明させていただきました。

これに対し、堀江議員から龍門の滝がある限り、烏山消防署北側であっても、浸水する可能性は極めて低く、また盛土を行うことで、さらに浸水リスクは低くなるので、全く問題ないと話された経緯を踏まえ、一団の広大な土地の確保が可能な烏山消防署北側を候補地の1つとして注視させていただいたところであります。

なお、神長地区において、ほかに神長市営住宅周辺も候補地の1つとして抽出したところでありますが、総合計画の整合性という視点、都市機能や他の官公署との近接制、公共交通によ

るアクセス性といった利便性の視点、そして本市における課題解決の実現につながる、将来性の視点から総合的に 2 次評価が行われました結果、神長市営住宅周辺につきましても、評価が低く、候補地から外された経緯がございます。

また、すすく保育園周辺や県立烏山高等産業技術学校跡地周辺も 1 次評価の末に絞り込まれた候補地でしたが、神長市営住宅周辺と同様の理由で候補地からは外されたところでありますので、御理解のほどをお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4 番堀江清一議員。

○4 番（堀江清一） 私から神長の北であっても大丈夫だと、盛土をすれば大丈夫だという発言があったから、そこを指定したのだということですが、私はそこを指定してそこに造れなどということは、一言も申した記憶はございません。

それよりも一段高いところに、道路に面した区画整理をされてない、広大な田んぼ畑があるだろうと私は考えておりました。そこを考えずに、その浸水想定区域を指定して、そこは公共施設はできないという判断で、いの一番に外した。

先ほど、そういう執行部の作為というのを感じられるという言葉は不適切だということですので、そのようには申しませんが、どうも、そういうところを見ないで、いの一番に外されたというのは、ちょっと疑いたいと、そのように思った次第でございます。

神長地区が、その土地が有効だというのは、消防署がもし浸水想定区域だということであれば、消防署の機能を果たさないときに、ではバックアップ機能として庁舎が有効になるはずです。当然、緊急車両とかも、そこから移動しないとまずい。その時にすぐ近くにバックアップ機能の庁舎があれば、非常に有効であると、前にも言いました。断水的时候は、南那須の水道と烏山水道が江川橋でつながっているの、烏山が駄目でも南那須の水道が使える、南那須が駄目でも烏山の水道が使えると、そういうふうなことをきちんと防災の面を考えても、有効だと思っております。

続いての質問に移ります。パブリックコメントを 11 月 1 日から受け付けを実施しましたが、多くの市民の声を聴くのであれば、アンケート調査は必要不可欠と考えております。

以前からずっと何遍もそのことについて要望をしておりますが、時期尚早、多くの市民はまだ庁舎に関して理解をしていないということで、アンケートはしていませんが、今後も、答申が出された結果、その後もアンケート調査は考えてないのでしょうか、お伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） アンケート調査の実施についてお答えいたします。

9 月市議会定例会の一般質問においてもお答えさせていただきましたが、アンケートを実施することにつきましては、広く市民の声を聴く有効な手法の 1 つであると認識はしております。

が、必ずしもそれが全てではないと考えております。

2町合併をして誕生した本市にとって、庁舎整備は本当に非常にデリケートな問題であるがゆえに、市民だけでなく、市議会の中でさえ、人によって考え方や意見は様々であります。簡単に1つに集約できるような案件ではございません。このようなことから、直接会話を大切に、一つ一つ誤解を解きながら歩み寄り、その輪を広げてきたところであります。

去る10月1日に庁舎整備検討委員会の三橋委員長から、JR烏山駅周辺を候補地とした庁舎整備基本構想の素案が答申されたところであり、庁舎内合意形成を図った上で、1か月間のパブリックコメントを実施したほか、職員出前講座を開催しました。現在意見に対する回答内容の精査を進めております。今後につきましては、タウンミーティングでの御意見を聞いたり、移動市長室の要望等に対応しながら、市民意向の把握に努めるとともに、市議会庁舎整備検討特別委員会の御説明を行うなど、合意形成に向けた調整を進めてまいる考えであります。

議員御質問の、今後のアンケート調査の実施につきましては、その時々状況を勘案した上で検討させていただきたいと思っております。

タウンミーティングの前回のときに堀江議員も参加させていただいたと思いますが、いろいろな意見が出ています。決して1つではないというのも実感されていると思います。私も同じなので、それでアンケートの結論が全てではないと思っていますので、できたら、皆さんからいろいろな意見を聞いて、それでどのように直していったらいいかを勘案させていただいておりますので、お時間をいただいております。

それに対して、お一人だけの意見、お一人、地域だけの意見などそういうのではなく、皆さんでこの市の未来を考えていただきたい。その時間を今持っているとは思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 多くの声を聞くのであれば、なおさらアンケート調査は必要だと私は思います。

それで先ほど出た熊本県の宇土市ですね、そこは自治体がアンケート調査、自分たちの有志でやったアンケート調査と同じ2,000件の無作為調査をやって、回答が同じぐらいの416件きております。そういうふうにして、多くの市民の方の意見を調べて、そういうのを聞き取って、あらゆる意見を聞き取ることで、アンケート調査が一番有効だと私は思っております、無作為でやる場合に。偏ったアンケートでは仕方がないですね、はっきり言って。それこそ、意見が偏ってしまいますから、無作為アンケートの実施をぜひお願いをしたいと思っております。

それで私たちがアンケート調査した結果。庁舎建設の時期についてということで、早急に進

めるべきというのが、75 件。慎重に進めるべきが 161 件。建設すべきでない、92 件。判断がつかない 49 件、以下となっております。早急に進めるは 75 件です。圧倒的に慎重に、もしくはすべきでないという意見が多く寄せられました。そういうことで、さらに庁舎はどこがよいかという問いもしております。一番多いのは 74 件で、現在の両庁舎を使用するという御意見でございました。その次に多いのが、烏山消防署付近でございます。その次に多かったのが、J R 烏山駅周辺でございました。

そういうことから、市が考えている意見と大分異なるので、アンケート調査をやりたくないのかと勝手に思ってしまう。いずれにしても、アンケート調査は必要だと思いますので、ぜひ行っていただきたいと思います。

最後の 7 番目、駅前の候補地内の予定の土地に住民の方がおります。その住民の方に、この庁舎を造ることを説明して、どのような理解を得ているのか、もしくは説明されていないのかその辺もお伺いします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 候補地内の住民に対する説明についてお答えいたします。

公共工事を進めるに際しては、用地買収や建物移設補償が必要になるケースがございます。こうした場合、公共工事の実施に向けた詳細を明らかにするため、詳細設計、用地測量及び物件等の調査を行った上で、公共工事の概略等をまとめて、整備計画を作成し、地元説明会の開催を行うなど、地域住民との合意形成が図られることになります。その上で土地や建物の所有者との交渉が行われるという流れになります。

新庁舎整備につきましては、整備場所が決定されているわけではなく、土地家屋詳細を把握するための測量なども未着手の状況であり、現時点において具体的なことは何 1 つ決定しておりません。

したがって、御質問のありました候補地の敷地内にお住まいの住民に対してアプローチをする段階ではないと判断しております。

もし何の詳細も決定もしていない現段階において、候補地内にお住まいの住民に何らかのアプローチをすることは、見切り発車となり、円滑な事業の進行にも支障を来すおそれがあります。

庁舎整備に関する住民との交渉につきましては、慎重かつ丁寧な対応が求められ、関係機関の支援をいただきながら、これまで通りのやり方を踏襲し、誠意をもって進めていきたいと考えております。

まだ皆さんとこのような議論をしているときに、地域住民にお話をするというのは、完全にルール違反でありますし、その住民の方に不安を抱かせてしまうことなので、それはできない

ことだと思います。それは一番、堀江議員もお分かりのことだと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） その中の1軒の方に話を聞いたところ、ざっくりでもそのような話は、市からされていないということでした。そういうことです。であれば、計画する土地を、ここに書いてありました、民有地の用地買収が必要という。要するに駅前に決定するに当たっての案件ですが、駅前は民有地の用地買収が必要であるという、そこで、その下に一団の敷地を有する地権者と交渉中であり、買収に向けて理解を示してくれていると。これは決まっていのに、なぜ交渉なのですか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） そこで言っている交渉という部分は、そもそもJR烏山駅前は接続道路要件を満たしていないところがございまして、接続道路要件を満たすための土地の部分の何とかお譲りいただくことは可能ですかという、議論の中の延長線上で出てきたものであって、そこをダイレクトに目がけていって、売ってくれと言った話ではございません。

もう1点、直接、家が建っている方のところに行って、お話をされたという、今お話があったかと思うのですけれども、こちらについては、やはり円滑な事業の妨げになる可能性もございしますので、こちらにつきましては、何とぞお控えいただきますようお願いいたします。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 先ほどの私の話は、市のほうからアプローチはあったのかと言ったら、ないということでした。その程度の話でございます。

それで、もしそこに住まわれている方が、私は絶対にここを移動したくないと、もしなった場合は、どのように考えておりますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） そちらにつきまして、やはり事業の必要性を十分に説明しながら、納得がいくまで丁寧に交渉していく、これがやっぱり筋になるのかと思います。市民に寄り添った、しっかりとした説明を果たしながら、御理解いただくように努めてまいる考えでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 用地との交渉中だということがここに書いてありますが、先ほどの市長答弁とは大分違った内容になってしまうのかと思います。いずれにしても、このままでいく

と、J R 烏山駅周辺に都市計画道路と区画整理事業など、いろいろあります。そういうのを外していったり、そこに居住している方の意見を理解していただくとか、そういうことを考えると、かなり時間がかかってしまうのではないのでしょうか。

喫緊の課題だと言って、庁舎を早く造るんだ、造るんだと言っておきながら時間のかかるような土地に、しかも防災面で不向きなところに庁舎を造る、南那須地区の人の、多くの市民の感情を考えれば、そんなアプローチしづらいところに造るのはもってのほかだと、利便性と言いますが、ほぼほぼ庁舎に行く方は車です。時間になりましたので、もっと言いたいことがたくさんありますが、以上で終わります。

○議長（青木敏久） 以上で 4 番堀江清一議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を 13 時 20 分といたします。

休憩 午後 0 時 21 分

再開 午後 1 時 20 分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、12 番渋井由放議員の発言を許します。

12 番渋井由放議員。

〔12 番 渋井由放 登壇〕

○12 番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。

渋井由放でございます。ただいま、青木議長から発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして、質問をさせていただきたいと思っております。

議場に足を運んでいただいた皆様、また、YouTube を御視聴の皆様、75 分間の時間をいただきましたので、お付き合いをお願いいたします。

本日は、同僚議員と 2 人で、J R 烏山線に乗ってきました。とても天気がよく、暖かかったので、気持ちよく登庁をしたわけでございます。私が最後になりますので、気持ちよく帰れるような答弁をお願いして、質問席より質問をさせていただきたいと思っております。

○議長（青木敏久） 12 番渋井由放議員。

○12 番（渋井由放） それでは、1 つ目の質問です。

1 項目めは、市民憲章の制定についてであります。市民憲章の制定については、今まで多くの議員が質問をしてきたところでございます。

令和 4 年 3 月の定例会では、中山議員がこのように質問しております。要約しますと、市民憲章は 2 町合併当時、南那須町のみに町民憲章として制定されており、平成 16 年 12 月 3 日の第 3 回合併協議会で、合併後の新市において市民憲章を定めると決めたということでござい

ます。

そこで、「全市民に向け、歴史あるふるさとに誇りを持たせ、共に豊かな未来を築くための目標を持たせる必要がある」ので、市民憲章を制定すべきであると、このような質問でございました。

川俣市長は答弁において、「市民憲章につきましては、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に関わっていくための目標や、スローガンを表したもので、市の一体感を醸成するための重要なシンボルとなるものであり、市民と協働のまちづくりを進めるに当たって、土台となるものでございます」と。

「平成29年度に制定作業を進めた経緯がございますが、策定を諮問した総合政策審議会からは、市民を交えた丁寧な合意形成が必要不可欠であり、もう少し時間をかけた議論が必要であるとの答申を受けたところでございます。これを受け、改めて機会を捉え、制定に向けた検討を進めるという結論に達し、現在に至っている状況であります。この間、本市の知名度向上や、シティプロモーションの推進における効果的な情報発信とともに、市民憲章の策定につながることであればと考え、本市のキャッチフレーズ、『五感で楽しむ那須烏山』を策定したところであります。現在、新型コロナウイルスの感染防止対策を最優先事項として取り組んでいるところであり、策定作業をストップしている状況でございます。合併20周年を節目に迎える令和7年度までには制定ができるよう、準備を進め、皆さん、市民に浸透できるよう」、ここの皆さんというのは議員の皆さんです、「浸透できるように努めてまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします」、このようですが、そこで来年合併20周年です。何月頃の制定になるのか伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民憲章制定についてお答えいたします。

市民憲章につきましては、これからの持続可能なまちづくりに向けて、市民それぞれがまちづくり、主体的に関わっていくための目標やスローガンとなるものであり、市に対する愛着心や市民の一体感への醸成や、まちづくりに対する市民意識の高揚を主な目的として制定されております。

御質問の通り、令和4年3月定例議会の中の中山議員の一般質問に対して、合併20周年の節目を迎える令和7年度までには制定できるよう準備を進めてまいりたいとの答弁をしたところでございます。

本市では総合計画を5年ごとに策定しており、その中で、時勢に即したまちづくりの基本理念や将来像を明らかにし、まちづくりを進めているところであり、幅広い年齢の方々に親しみを感じていただけるようなものを作ったほうがよいのではないかと考えに至ったところから

答弁申し上げた経過がございます。

その後、鋭意検討を進めておりますが、令和 7 年度は市長選を控えていることも考慮し、策定につきましては、改めて検討させていただきたいと考えております。

引き続き、他自治体の事例などの情報収集に努めながら、改めて機会を捉え、検討を進めることにしたところでございますので、御理解いただきたいと思いますをお願いを申し上げます。

○議長（青木敏久） 12 番 渋谷由放議員。

○12 番（渋谷由放） 令和 7 年度には、残念ながらそういうことができないということになりました。

やむを得ないと思いますけれども、そのときの一般質問を行うに当たって、中山議員は、このようなことを言っております。「一般質問をしまして課題とするところは、執行部の議会答弁の対応であります。執行部では、議会終了後は、答弁内容を担当部署や関係する部署内で共有し、責任を持って答弁内容どおり進捗されているのか否か、それを確認しておられるのでしょうか」。中間は省略しますが、「市長、教育長の御答弁が、その場限りであったとするなら、議会は単なる儀式、セレモニーに過ぎません。そのことをよくよくお考えの上、御答弁をいただきたいと、そう思っているところであります」。

これに答えて川俣市長は、「まず、市民憲章の制定についてのお答えをする前に、中山議員からお言葉をいただきましたので、お返事をさせていただきたいと思います。この一般質問は、私にとっても、とても大切な場だと思っています。皆さんは市民の代表でありますし、いただいたお言葉を大切に、私の中では答弁をさせていただいています。答弁をつくる段階で、執行部は一斉に、どのようにするかと考えさせていただき、答弁をさせていただいています。その中で改めた意見とか、御意見をいただいたことには、もう一度、振り返らせていただきまして、全庁職員に通达できるように計っております。なかなか全てを解決することや、同調することができないこともありまして、進まないこともあります。今後、なるべく皆さんの御意見を反映できるよう進めていきたいと思っておりますので、誠意をもって務めますので、よろしくお願ひしたいと思います」と、「では、市民憲章の制定についてお答えします」とこういう流れになっております。

今の答弁では、時代に合わせた変更ですから、やむを得ないと思うのですが、この話、私の読んだものを聞いて、市長はどのように思われますか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かにこれは、とても憲章のことに关しましては、いろいろ会議をしていただいたりとか、いろいろな方から御意見もいただきました。

ただ、本当に、私の中でも合併 20 周年の節目のときに発表ということで考えておりました

が、庁舎問題やいろいろな問題が起きましたので、遅れているというのは事実であります。

それにまた、私自身が今度、ちょうどこの20周年のときに選挙になりますので、いろいろな意味での答申などというよりは、私の中のやりたいもの、それと皆さんからの要望などを鑑みながら考えていく時期だと思いますので、そのときに改めて意見をたくさん聞くこととなりますので、そのときにもう一度改めてということを今回は先延ばしというのではなく、意見を集約するための時間をいただくこととさせていただきます。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私は市町民憲章というか市民憲章があったほうがいいかどうか、幾らか疑問に感じているところもあります。

時代とともに求められているものは変化をしますし、例えば、庁舎の問題なども地震があったとか、いや水害があったとか、そういうようなことでも随分変更しなければならないのではないかと考えているのです。

それにインターネットの普及によって、時代の求めるものが加速度的に変化をしていっているのかと思うのです。時代の求めに合わせて変更することは当然だと思うのですが、ここまでぎりぎりではなくて、合併協議会の決定事項を変更しないのだというのは、そうなのかもしれないですが、一般質問の答弁、こういうのを大きく変更した場合は、ちょっと説明をいただいてもいいのではないかと思います、いかがですか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） その辺のところはいろいろな状況がありますので、鑑みながら、皆さんに御報告したり、市民にも広報でお知らせするとか、状況によってと、内容によってがあると思いますので、その辺の手段を選ばせていただきたいと思います。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 議会にもいろいろ報告をしていただきながら、我々もそれに合わせて、変更を認めるというわけではないですよ、執行権が、ああ、なるほど、そうだったのかと、市民の皆様に聞かれることもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2項目めにまいります。地方交付税の今後の見込みについてであります。

地方交付税の総額は、国税である所得税及び法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額とされております。各税は毎年伸びているようなので、交付税総額は増えているものと思われます。

全国の地方公共団体は、基礎的、広域的な行政機関としての規模、機能、能力、運営の内容について、一定以上の均質的な水準が要求されますが、税収入は全国的に見た場合、地域の地理的、経済的、社会的環境によって著しく偏在しています。

そのため、国が地方交付税を交付することにより、税収入の偏在を是正し、均衡化を図っております。

個々の地方公共団体に交付される地方交付税の額は、一律の基準に基づき算出されます。基準財政需要額から基準財政収入額を引いて求めた財源不足額が地方交付税になり、必要な財源が確保されることとなります。すなわち、基準財政需要額が増えれば収入が増えるようになります。

基準財政需要額の計算は、単位費用掛ける測定単位掛ける補正係数で算出されますが、測定単位は、国勢調査による人口や生徒児童数など、人口に関連した項目が大半を占めており、人口が減少すると、地方交付税が減少する計算になります。

そこでお伺いいたします。令和 7 年度 10 月 1 日には、国政等調査が行われるわけです。中長期財政計画では毎年度 4,000 万円。そして、令和 7 年度と令和 8 年度の差額は 1 億 5,000 万円の減額を見込んでおりますが、想定される範囲で結構です、地方交付税はどの程度減額が見込まれるのかを伺うものであります。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方交付税の今後の見込みについてお答えいたします。

普通交付税の額の計算につきましては、基準財政需要額と市税、贈与税交付金等の基準財政収入額をそれぞれ計算し、需要額から収入額を差し引いた額が、普通交付税額となります。

基準財政需要額は、様々な測定単位に、国が示す単位費用を乗じて求めることとなりますが、その測定単位の 1 つに人口が含まれております。測定単位の人口につきましては、消防費、下水道費、学校費など、様々な算定に用いますが、この人口に、国が示す単位費用を乗じた計算の結果、増額となる場合もあります。必ずしも減少するとは限らないものであります。

直近の事例といたしまして、令和 2 年度国勢調査時に人口が減少しておりますが、令和 3 年度の普通交付税額は約 42 億 6,800 万円であり、前年度、令和 2 年度から 3 億 9,700 万円ほど増額となっております。

また、令和 4 年度以降の普通交付税額につきましても、39 億円から 41 億円の間で推移しており、いずれも令和 2 年度の普通交付税額を上回っている状況でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12 番 渋井由放議員。

○12 番（渋井由放） 今説明をいただきました。それで、今ちょっと話しましたが、中長期財政計画を当市は作っております。中長期財政計画を見て、令和 7 年度と令和 8 年度の差は、1 億 5,000 万円の減額をしているのですという話ですね。それで、地方交付税の総額は、先ほど言ったように、各税額から % 引いて、ですから地方交付税が、人口が減っている、

日本全体が減りますから、そういう意味で増える可能性もあるということだと思います。

まず、中長期財政計画、これは平成25年から10年間作成して、次にその後、改定したのです。平成29年から平成38年度ですから、今度は令和8年度です。これは3パターンのシミュレーションをしているのです、その後の改定はありません。それで、他の市ではローリング方式とか、毎年度見直しをしている市があったり、先ほども申しましたが、消費税額の19.5%、こういうやっぱり財源見直しになったときは、当然見直すのではないのかと勝手に思うのです。

1つ確認しますけれども、消費税が10%になったのは何年だか覚えておりますか。

令和1年の10月1日から10%になりました。もちろん軽減税率8%というのもあります。その時、その時点で、中長期財政計画を変更すべきであったと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 中長期財政計画についてお答えいたします。

現在ホームページ上に掲載してあるシミュレーションにつきましては、平成28年から令和8年までのシミュレーションを掲載しているところです。消費税が上がったときに本来であれば見直すべきだったのかと考えますが、現状、見直していないのが現状であります。

一応最新の財政見通しとしましては、先日議決いただきました新市建設計画における財政の見通しが、令和6年度から12年度までのものが最新という形にしております。

議決をいただいたので今後、ホームページにも公表してまいりたいと考えます。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 3つのパターンのシミュレーションをしているわけですから、その辺を、きちんとどうなったかを示さないといけないのではないかと私は思うのです。どちらの方向に向かっているの、どうなっているのというようなことを私は思うのですが、その点については、いかがですか。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） こちらに、現在ホームページに掲載してあるのは3つのパターンで、掲載しているものとなります。

先ほど渋谷議員もおっしゃったように他市町の事例を見てみますと、総合計画と合わせた中期財政計画を出しているところが多いのかなと感じております。

そういったものを踏まえますと総合計画の事業を実施するための財政計画として中期財政計画を出しているのかなと考えております。

それで、中長期財政計画の公表については、今後の検討課題とさせていただきます、公共

施設等管理計画や総合計画との整合性を図りながら、毎年度の決算状況なども比較できるように、工夫も含めて検討してまいりたいと考えます。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 基本的には、那須烏山市第3次総合計画、これは、令和5年3月に策定をしたわけでございます。中期財政計画は総合計画の担保のために作るんだと、計画を立ててもお金がそういうしっかりあるよというのを示すために作るのだとも言われているようです。そして、毎年度決算に合わせて見直しをしていくと。そして、なるほどその計画がきっちりいくんだと、こういうのを市民の皆様を示していくということではないかと思うのです。

今、見直しますよと言ってはくれましたが、言っは大変失礼ですけども、常々、PDCAサイクルを回すとか、ローリング方式で見直すとか言っていますけれども、実際は行っていないというのが現状なのですよ。それで庁舎を造ろうとしているわけです。貯金も、これある、何もある、かにもあるというのはいいのです。お金はあるんだ、そうではなくて、こういうものをしっかり作って、将来にわたっても続いていけるようにやらなければいけないのではないのかと思うのです。

この点について市長はどういうふうに思うか、お伺いをいたします。課長でもいいですよ。では総合政策課長をお願いします。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 反問権を使わせていただきたいと思います。

一般質問の内容が、地方交付税の今後の見込みということなのですが、現在の質問が、交付税とどういう関係があるかだけを確認したいです。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず中長期財政計画は、交付税の算定というか算入も、きちんと入っているのです。何が基準かという、いろいろその全体のお金があるけれども、あまり動かないという、代表的な、一番大きな金額かと思うのです。そういう金額のところをしっかりとつかんで、様々な施策が果たして動かせるのかどうかと、私としてはつかみたいと考えておるところなものですから、その辺のところでお伺いをさせていただきます。答弁しないということで結構でございます。

時間がないので、次にいきたいと思います。

次の質問に移ります。地方交付税を増やす方法として、都市公園の面積の計上を提案させていただいているところでございます。一向に進んでいるように見受けられないわけですが、地方交付税が人口によって変わるわけですが、公園の面積等は、変わらない

いということで、交付税が、それが増えれば増えることになるわけでございますから、公園の面積を増やすというか、もう公園は出来上がっていますので、それがなぜ実行されないのかと思っているわけです。どのようなことで、実行に移せないのか、この点について伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 地方交付税に係る都市公園面積の計上についてお答えいたします。

地方交付税の算定基準となる都市公園の面積は、供用されている都市公園の面積であり、本市の都市公園である泉公園0.36ヘクタールと大桶運動公園11.6ヘクタールの合計12ヘクタールが算定基礎数値となり、毎年県に報告しているところであります。

市が都市公園を整備するに当たっては、良好な都市環境を確保するため、公園の設置目的や利用形態、面積等を勘案した事業規模を踏まえ、最適な整備方法を決定することから、地方交付税を増やすことを目的に都市公園を整備するものではございません。

来年度改修に着手する予定の清水川せせらぎ公園につきましては、日常生活にちょうどいいまちなか公園を基本コンセプトとしており、都市公園整備に係る補助事業を活用するためには、最低でも2億5,000万円の事業規模にする必要があり、過剰な整備になってしまいます。

また、砂防地域及び砂防施設を管理する栃木県との協議の結果、都市公園化は見送るとの結論に至った経緯がございます。

決して市の怠慢により都市公園化を図らないわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

ここのところ何度か、このように答弁をさせていただいていると思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、新しい公園整備につきましては、現在策定を進めております、生涯学習施設個別施設計画の中で、南那須地区の基幹的な公園である緑地公園の都市公園化も含め、公園の在り方について検討をして参っておりますので、決して後ろ向きな話をしたことは1度もないと思いますので、御理解いただけているものと私は思っております。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず、都市公園の基本から言います。

那須烏山市都市公園設置、管理及び使用料条例、この第6条「都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする」と。「ただし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル以上とする」となっております。

「この条例は平成17年10月1日から施行する」とありますので、合併当時ですか、合併当時の人口は、3万1,152人です。だから、大体そうすると約31万平米の都市公園が標

準だと、以上ですよ、そうすると今ちょうど話が出ましたけれども、12万平米なのです。合併当時から変わっておりませんが、計算しますと31万1,000平米から、今の12万平米という38.5%しかないという現状です。私は面積が足りずに、不十分であると思っておりますけれども、市長はこの状況はどういうふうに、十分であるとは思っておりますか。

以上です。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 基準よりは低いので、十分ではないと思っていますので、緑地公園などいろいろなところを考えております。

ただ、本当に何回も言いますが、せせらぎ公園は難しいという結論が出ていますので、それには固執していないだけであります。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 緑地運動公園も、我々議会で都市公園になっていないと、都市公園に早くすべきだと話をしているところなのです。

都市建設課と生涯学習課が管理しているので、どちらがどうだかと、管理は生涯学習課ですか。そういうことで、まず、その辺の微妙なニュアンスがあったのかもしれませんが、お金がいただけるということですから、すぐにもやる必要があるではないのかと思うのです。やります、やりますと言っても進まないのでは、後ろ向きな話はしませんとは言うのですが、これを言ったのはしばらく前の話ですからね。

まず、地方交付税算定台帳というのがあるのです。そこには算定単位が書かれていて、幾らと入っているのですが、まず、私が質問することだったかどうか知りませんが、今、ホームページに掲載されました。誰でも分かるようになっております。都市公園の面積以外にも、道路橋梁費の道路の面積や長さ、これも人口減少に関係なくいただける計算のものなのですが、まず、農道台帳を整備しているようですが、いかなる理由で整備しているのですか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 農道台帳については、農道の適正な管理という名目で、農政課で整備をさせていただいております。

今現在、農道につきましては、全部で26路線、一定要件4メートル以上の農道でございますけれども、総延長について1万5,222メートルですから、約15キロメートルほどを管理しております。

こちらについては、普通交付税の基準財政需要額の算定項目で、烏山地区と南那須地区、それぞれに分けて適正な管理をしている状況でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

す。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） ここ最近、作ったというか去年の予算では、台帳整備しませんでしたか。ほ場整備をしたところの道路が計上されていなかったもので、それについて新しく整備をして交付税に入れるというような話があったかなと思うのですが、それはどうですか。

○議長（青木敏久） 渋井議員、今、大きい2番の②、都市公園の話ですけれども、通告は農政課へいつていますか。

○12番（渋井由放） いいです、では。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 要は農道を作ったのだけれども、抜けていたのだという話だったと思います。だから、新たに道路台帳を作って、地方交付税の算定に上げようというようなことだったのではないのかなと思います。

結局、緑地運動公園だって、もうできているわけです、台帳を作ればお金がかからないわけです。そういうふうになるのではないですかと言うわけです。取りあえず、お金がもらえるものが分かっている、それを実行しないことが問題だということなのです。

例えば、緑地運動公園、これが約6ヘクタールぐらいあるのではないかと思います。Googleでちょこちょこっと計算しただけですから、大体1ヘクタール当たり37万3,000円もらえるのかと思うのです。令和2年のときは、割ってみると37万円だったかなと。計算すると223万8,000円程度にはなるのかと思うのです。250万円あれば、昨日の話ですが、興野さんの話でしたか、児童クラブか何かで250万円ぐらい足りないのなんて、これをもらえればすぐ足りるかなというような感じでしたけれども、まず、都市公園になれば、当然2億5,000万円以上の工事になると、国庫補助金の2分の1がいただけるとなります。

現在、緑地運動公園は話がありましたが、様々な計画を立てるとなっているわけですが、それがパッケージになると、きっといろいろあるのでしょう。そういうのをパッケージにすれば2億5,000万円以上になるのかもしれない。そのときに都市公園になっていればお金がもらえるということなので、それも踏まえてやっているのだということなのですけれども、前回照明設備で1億円を使ったのです。このお金は市のお金だったかなと思うのです。それも一緒にパッケージにすれば、1億円の半分ですから5,000万円浮いたのかもしれないと思うわけです。

結局、なぜそういう、いや計画があるのだとか、いや、こうなんだなどと、今言ったように年間幾らと、その工事費の問題はさておいて、年間幾らもらえるというのが分かっているのに

やらないというのだから、やれないというのだから、分からないというのだから、そういうことが私には理解できないのです。私の話を聞いて市長はどのように思いますか。

○議長（青木敏久） 関公共施設再編担当課長。

○公共施設再編担当課長（関 雅人） 公共施設という観点から私のほうで答弁させていただきたいと思います。

現在、生涯学習施設、個別施設計画を作っているところでございます。当然その中には、緑地運動公園を今後どのような公園にしていくか、公園の統廃合も含めた補助金等の活用を見据えた上で今進めているところでございます。ただし、都市公園にしてしまうと、様々な制限がかかってしまうというデメリットもございますので、そちらも両睨みしながら、今現在進めております。都市公園化することによって交付税が減る、これは我々も承知してございますので、そちらの両方を睨んで、今、検討を進めているところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） まず、1つデメリットがあるよというようなことでした。どんなデメリットがあるのか知りませんが、私が考えるのでは、都市公園化すると、そこは都市公園というようなことで、ほかに転用ができなかったり、そういうことになるのかなと思うのですが、デメリットについて教えてもらえるならば、教えてもらいたいのですが、いかがですか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 渋谷議員がおっしゃったとおり、土地の利用に制限がかかることがあると思います。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 当然土地利用に制限がかかるのは当たり前です。だから私なんか、あれなんか言っていないですよ、烏山の運動公園だとか、そういうところは、やっぱり土地利用に制限がかかると問題だなと思うから言いません。

ただ緑地運動公園は、あそこに今度工場造るのだなどと、そういうようなところまで将来は見据えているとか、そういうことはありますか。

○議長（青木敏久） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 緑地運動公園についての都市公園化ですが、今何件か答弁したとおり、都市公園化を含めて進めているところでございますので、御理解ください。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） スピード感を持ってやっていただかないと、お金が無駄になるとい

うか、もらえないということなのです。その辺を素早く対応していただければと思います。

それで清水川せせらぎ公園の話を少しさせていただきます。先ほども説明いただきましたが、清水川せせらぎ公園は、砂防指定の中にありまして、都市公園にそぐわないと県土木事務所から言われたそうです。

ただし、栃木県地図情報を見ていただければ分かるのですが、日光市の都市公園である大谷川グリーンパークは砂防指定地の大谷川の高水護岸にあります。あくまでも、考え方として、砂防指定地が都市公園にならないことは法令上はないのかなというふうに伺います。

まず、伺いますけれども、栃木県砂防指定地の管理に関する条例、砂防設備の占用等なのですが、第5条、「砂防設備を占用しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない」とありますが、現在は砂防の占用許可を取っておりますか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 現在、砂防指定の占用、それから河川の占用につきまして、県土木と協議をしている段階でございます。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 取っておりますかですから、取っておりませんという答弁でよろしいですか。

なぜ取っていないのですか。答えてもいいですけれども。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 清水川せせらぎ公園ができた経緯につきましては、県の神長のトンネルの残土を有効利用しようということで清水川を埋立てした経過がございます、占用につきましては、そのときそういう話題になりませんで、取っておりませんでした。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 工事のどさくさで忘れてしまったというようなことかなと、勝手に解釈します。

砂防の占用をこれから取ると、きちんと烏山土木事務所と打合せをするということのようです。国土交通省ではこんな事例がありますよという、砂防指定でもなっていますよというような事例を示して、再度、砂防指定の中の都市公園と確認していただければと思うのですが、その点については、いかがですか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） これまでにも検討しまして、都市公園にすることはふさわしくないという指導を受けておりますので、協議についてはやらないということで考えております。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） やらないというのだから仕方がないです。執行権はありませんので。

ただ、我々は少なくとも、市民の財産である公園類、そういうものを維持管理していくのに、お金がかかっていくのは、現実、そのために、地方交付税交付金の算定基準になっていると、そういうものが、できるものであればやるのが当然のことだ。いや、そのうち検討しますよというのではなくて、今すぐやるのが皆さんの仕事なのではないのかと私は思うのです。

まして、自分で作った条例からすると、面積半分以下なんだとなっているわけですから、まず、こんなことを言ったらあれですよ、自らの権利を行使しようとせず、権利の上にあぐらをかいて、適切な時期に権利を行使しない。こういう行政は、市民に損害を与えていると考えるわけでございます。速やかに是正すべしと思っておりますけれども、市長の考えはいかがですか。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今の議論の中でですが、交付税を目的として公園整備をしているわけではありませんので、結局公園は、皆さんの必要性や今後の未来のための考えだと思っています。交付税をもらうために公園を造りましょうという発想ではないと思います。協議もさせていただいていますし、要望としてはできるものは、渋井議員と同じように速やかにいただけるものはいただいきたいと、私の中でも思っておりますので、いろいろ計画はさせていただいていますし、協議もさせていただいております。

渋井議員から提案していただいたことについても、前向きに検討させていただき、県とも協議をさせていただいている段階でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、造ってあって、もうほとんどできている、できているというか、今現在あるものはできるだけ素早く、造るために云々ではないですから、緑地運動公園は出来上がっているのですから、出来上がっているやつを、極端なことを言うと請求書をあげればお金やるよと国が言っているのに、請求書をあげていないと私は思っているのです。

物があるのです、物はお金かけて作ったのですと、何でこうなってしまったかということと合併時に都市計画を、那須烏山市となったときに、南那須町と烏山町が合併したときに都市計画を作ったわけです。そのときに、私が思うのは、ここを忘れてしまったと思うのですけれども、そんなことはないですか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その当時のことにつきましては、私もそこにはいませんでしたので、ちょっと分からないというところで、申し訳ございません。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 権利があるにもかかわらず、それを忘れて請求書を出していなかったのではないかと思うわけでございます。

そこで、なぜこのようなことが起こってしまったのかと、これは私が自分で推測するところなのです。まず、地方交付税の算定台帳、これはきちんと、先ほども言いましたけれども、幾らもらえるとかと、そういうのが全部出ている台帳なのです。これが詳しく、この職員の皆様に知らされてなかったというか、そういうことの実事があるのかと思うのですけれども、まず職員教育、また話が違ふのだということになりますけれども、地方交付税算定台帳、公園だとかそういうのはお金をもらえるのだよというような教育はやっていますか。

○議長（青木敏久） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 職員研修の一環としては、改めて地方交付税に絞った研修はやってはございませんが、新採用職員などは財政全般的な中に地方交付税などの内容にはなっているものでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） どうも議論がかみ合わないのですが、こういうものをしっかり勉強して、少しでも多くの、40億円とかそこら辺のお金ですから、一番大きい収入になると思うのです。しっかり勉強してもらって、できれば我々議員も、日々時代が変わるとそういう勉強も不足することになりますから、そういうときには御案内でもいただくと。そうすれば一緒に勉強すると、那須烏山市を前に進めていくとしたいと思うのですが。

続きまして、事業継続計画、下水道BCPについて伺います。

下水道の烏山処理区は、野上地区に下水道の中継ポンプ場がありまして、そこから水処理センターに汚水を圧送する方法を取っています。

このような方法を取る下水道施設は他に聞いたことがなかったので、9月定例会でも質問をさせていただきました。中継ポンプ場の対応については、どうも、何も考えていないというようなことが確認できたところです。

そこで、再度確認をしたいと思っておりますけれども、10メートル以上水没したとすれば、水処理センターの復旧に要する日数はどの程度なのか伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 復旧に要する日数についてお答えをいたします。

烏山水処理センターが被災した場合の応急復旧につきましては、施設や設備の被災状況や放流先の河川の状況にもよりますので、一概に言えませんが、本市の下水道BCP計画では、被

災した管路施設に対して、仮設ポンプの設置や仮設配管等を設置するなどの応急復旧を行い、3週間を目標に復旧する予定としております。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 3週間だということです。

続いては、復旧するまでの間、中継ポンプ場の対応を含めてどのような対応を取るのか伺うものであります。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 復旧するまでの間の対応についてお答えいたします。

まずは被災状況を的確に把握し、県に報告した上で、被災時における下水道管路施設の復旧支援協定に基づき、関係機関に対し復旧支援を要請いたします。

その後、避難所への仮設トイレの設置を行うとともに、ポンプ場で汚水をくみ上げ、他の処理場へ運搬し処理する予定としております。

また、使用者に対しましては、排水設備の修理業者を紹介したり、災害時における下水道の使用について、お風呂の水の再利用、食器のため洗いなど下水道への排水が少なくなるよう協力をお願いしています。

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの1つであることから、近年発生している全国各地の被災事例等を踏まえながら、随時下水道PCBの見直しを図ってまいりたいと考えております。

随時変化はありますので、書き換えたり、対応を変えていくようになっていくと思いますので、その辺の御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1つ、下水道BCP、国土交通省に下水道BCP策定マニュアルがあるのです。それに基づいて策定したのではないかと思っているのですが、まず、この点はいかがですか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの渋井議員から御質問いただきました国土交通省の策定マニュアルについてでございますが、BCPにつきましては栃木県と、また県内の市町24市町ともに作成してございます。

内容等につきましては、栃木県に毎年提出し、また逐次内容については見直しを図っているところでございます。その内容等につきましても、当初は地震を対象としたもので、平成23年度の東日本大震災以降のものが最初になりますが、その後いろいろと続編等が出まして、

その内容等も盛り込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 各栃木県の市、そして町で相互協定を結んでおりまして、何かあったらお互いに助け合うというようなことになっているのかと思うのです。

そして逐一、例えば地震、例えば水害があったら水害、そういうような対応をしていって、下水道BCPを磨き上げていくというようなことになっているのかと思います。

庁舎整備検討委員会の1回から12回目までの資料なのですが、いろいろやっていますが、これをずっと見ますと、私が心配しているのは下水道が水没したときはどうなのだという、具体的な議論はなされてなかったと。我々は議会で、特別委員会で今度そういう検討もしなければいけないのかと思っておりますので、前回、ホームページに公開してくれと話をしたのですが、残念ながら、その話は駄目だとは言わなかったのです、あまりにも細かいので、それを出したからといって、ほとんど理解できないのではないのかというような意味だったかと思うのですが、庁舎整備検討委員会で下水道BCPに従ってやれば問題がないのだと言ったという話が、先ほどの堀江議員の発言のときにありましたけれども、我々はチェックをするのが仕事なものですから、下水道BCPを庁舎整備検討特別委員会に提出していただければと、現時点でいいですよ、思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 9月定例会におきまして、渋井議員からBCPについてホームページへの掲載というお話がありました。

その後、内容的に、BCPとなりますと市役所側の業務マニュアルというようなものが大まかな内容にもなっているところもありますので、その辺については、公表できる、できないという部分もありますので、内容については見直しさせていただいて、ホームページには概要版という形で掲載させていただいたところでございます。

BCPの委員会への提出でございますが、現在、個人情報等多々載っているところもございますので、その辺については提出できるような形で見直しを図らせていただいた上で、提出について考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私は思うのです、わざわざ危険なところに庁舎を造る必要はないと。ですから、庁舎は安全、確実というところへ作るべきだとは思うのですが、やむを得なく駅前に造るんだということになれば、3週間は復旧にかかるというような話をいただきましたけれど

も、本当に下水道 B C P が機能するかまで、しっかりと特別委員会では検討しなければいけないのかなと考えておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、森林整備計画についてお尋ねいたします。

森林整備計画は、地域森林計画の対象となる民有林が所在する市町村が 5 年ごとに作成する 10 年間の計画であります。

市における森林関連施設の方向や、森林所有者が行う伐採や造林など森林施行に関する指針などを定めるもので、適切な森林整備を推進することを目的とするものです。

当市の場合は令和 3 年 4 月 1 日から 10 年間、5 年ごとに作成するというのであれば令和 8 年なのですが、3 年後の令和 6 年に変更をしています。それということは、ここに大きな変更があったためであろうと思うのですが、どのような変更があったのか伺います。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 森林整備計画の変更内容についてお答えいたします。

本計画は本市の森林施行に関する方針を示した計画であり、5 年ごとに見直しを図っております。

今回は栃木県が制定する那珂川地域森林計画の変更に伴い、森林法に基づき計画を変更したものであります。

主な変更内容は 3 項目であり、1 つ目が、花粉発生源対策の促進、2 つ目が、成長に優れたエリートツリーなどの導入、3 つ目が特に効率的な施行が可能な森林の区域制定であります。

特に今回新たに区域を制定した、特に効果的な施行が可能な森林につきましては、原則、皆伐後の再造林が必須となり、さらなる林業施行の推進に寄与するものであります。

今年度から森林環境税も本課税となり、ますます地域森林整備の重要性が求められております。

引き続き、森林整備計画に基づいた適正な林業振興に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12 番 渋井由放議員。

○12 番（渋井由放） 花粉症の少ないやつとか話は聞きましたけれども、なるほど、大きく変更になったのだということですね。それはそれでよしとしますが、森林整備計画の中に森林経営管理制度というのがあるようです。中身を見ますと、市が経営管理の委託を受けて、林業に適した森林については意欲のある、能力のある林業経営者に再委託。再委託できないときは、森林及び再委託に至るまでの間、市が自ら経営を実施すると、こういうものを活用するとなっているのですが、どこかそのようなことをやった実績、また、これからやりそうな予定、そんなものはございますか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 森林管理制度について御説明申し上げます。

この森林管理制度につきましては、主に森林環境譲与税を活用しました森林の間伐、伐採等の集積計画等の事業でございます。

これまでこの森林管理制度事業を活用しまして、まず、令和2年には、横枕地区で3.26ヘクタールの間伐を実施してございます。

翌年令和3年には田野倉地区で3.09ヘクタールの間伐、令和4年度は大木須地区で8.69ヘクタールの集積計画、昨年は8.27ヘクタールの、間伐を大木須地区で実施してございます。

このように、森林管理制度事業に基づきまして、環境譲与税を活用しました民有林の適正な管理を今後も努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 森林環境譲与税をどういうふうに使っているかを見ますと、大半は基金に積んであるのかなと思うわけなのです。こういう、今話したようなものをもっと広げるとかそういうことは全然できないのですか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 森林環境譲与税でございますけれども、本年から本課税になったところでございますけれども、既に令和2年から、森林環境譲与税の譲与を受けてございます。

令和6年度までに約6,300万円の譲与を受けているところでございます。この活用につきましては、国からもその有効活用の指導を受けてございます。

本来であればホームページ、または譲与税を活用したリーフレット等を民有林所有者にお配りした上で醸成を図って、民有林の適正な森林施行を行うところでございますけれども、なかなか民有林の所有者の意識醸成が図られない課題もありまして、なかなかその周知には苦労しているところでございますけれども、今後とも関係機関連携しながら、有効活用の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） しっかり、1人当たり1,000円ですか、取られているわけです。ところが、お金が来ても使えないんだ、それはそうなのです。山はお金にならないですから。ただ、いろいろな施策、例えば、林野庁と総務省のホームページを見ますと、森林林業の分野で地域おこし協力隊制度を活用して、地域を盛り上げましょうなどというようなパンフレット

もあります。与作は木を切るとありますけれども、無策では木を切ることができませんので、何らかのいい策を立てて、進めていっていただければと思います。

続きまして、作業路網、その他のいわゆる林道の整備についてでございます。林道があると簡単に言うと生産性が向上するというようなことで、森林の計画の中にも、いろいろな林道の解説や舗装などが出ているのですが、これについて計画通りに進んでいるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（青木敏久） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 計画された林道の開設、改良の進捗についてお答えいたします。

森林整備計画に位置づけられた林道の開設、改良につきましては、今後の森林経営計画の遂行や民間伐採事業者による効率的な作業の推進のために必要な林道を想定したものであります。

令和 6 年度は、林道与路ヶ沢線の改良工事を実施しましたが、その他については、現在までに想定した森林経営計画の整備が進んでいないことから、新たな林道の開設や、大きな林道の改良には至っておりません。

こうした状況の中、山林を伐採した大規模太陽光発電施設の整備が急増しており、その中には、法令等を遵守しない乱開発が行われることにより、土砂が敷地外に流出し、住民トラブルに発展しているケースも多々見受けられています。また、新聞等にも大きく報道されました土砂の不法投棄も大きな問題となっているところであります。

森林系経営計画の整備が進捗していない状況下において、林道だけ先行して整備することは過剰な投資になるだけではなく、場合によっては不適切な事案の温床になることも懸念されます。

森林経営計画の進捗状況や整備の必要性を十分に勘案しながら慎重に対応させていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 12 番 渋谷由放議員。

○12 番（渋谷由放） なかなか、林道は結構お金がかかりますので、意欲がないところに林道を入れても仕方がないと、私もそのように思います。

ただ、興野地区などでは、新しい森林経営計画を立てて、この山を守っていこうというような話があるようなのですが、そういうやる気があるところに資金を投入するというようなこともいいのではないかと思うのですが、その点については、いかがですか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

端的に明瞭に。

○農政課長（深澤宏志） そのために、森林所有者の意識醸成、森林経営計画の詳細について、市も推進を図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） ここで申し上げますけれども、次のプラスチックは次回に回させていただきます、ここで森林経営計画で終わらなければならないと思いますので、御理解いただきたいと思います。

まず、二酸化炭素削減の上でも大変だということで、東日本大震災の復興支援のための税金が、いつの間にか森林環境税でそっくり取られると、こういうようなのが現状かなとそれは私が思う範囲です。ただ、片方1,000円なくなったら1,000円取られたという話で、取られたのは変わりがない。

ただうちのほうは、あまりどうも育ちのいい山ではないのだというような話は聞くのですが、森林経営計画など、そういうものをしっかり立てて、二酸化炭素の削減、特に市有林などというのがあるところを、その周りをしっかり要にしてやればいいのかと思うのですが、その点については、いかがですか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） まずは民有林を含め、まず、私有林、固有林の適正な管理を進めながら、CO₂削減もそうですけれども、先ほど市長答弁にありました花粉症に対応するような樹木の造林、またはエリートツリーなどの植栽の推進なども図っていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 1つ残してしまいましたが、時間が来ましたので、これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。

いろいろな疑問が残るところもありましたけれども、おおむね答弁をいただいたかなと、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青木敏久） 以上で12番渋谷由放議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（青木敏久） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。お疲れさまでした。

〔午後 2時36分散会〕